

(1) 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方

本公園の指定管理業務にあたっては、

- これまでの経験から得た各県立都市公園の設置目的への理解に基づき、行政の代行者として県民の福祉健康や緑・環境の保全を実現すること
- 各公園を神奈川県の魅力向上に資する貴重な財産ととらえ、県民をはじめとする利用者の皆さまに平等に、その価値を提供し続けること

が私たちの使命であると考え、以下の運営の考え方に基づいて、高水準な利用環境の維持と利用者の満足度の向上を目指した管理運営を行ってまいります。

■安全で快適な利用空間の提供

県立都市公園は神奈川県の高貴な財産であり、県民に安らぎをもたらすと同時に、楽しく活動するためのステージでもあります。「公の施設」として、誰もが安心して快適に利用できる環境を提供します。

- きめ細かい管理による利用環境の維持と安全確保
- 公平・公正な利用の確保
- 公園の特性をふまえた災害への備えの強化

■より高い公益性の発揮

これまでに培った経験と財産を活かすと同時に地域や関係団体との信頼関係とネットワークを活かし、地域社会に貢献します。

- 神奈川県の「未病を治すかながわ宣言」に賛同し、具体的に取組む
- みどり、環境、生物多様性の保全の普及啓発
- 環境に配慮した資源循環型管理の実践
- 公園管理における協働の促進と人材育成
- 障がい者施設等と連携した花苗生産と公園での活用



公園周辺での緑化活動

■効率的、効果的な管理運営

公の施設として、常にVFM（バリューフォーマネー）を意識し、最小のコストで最大の効果を発揮する効率的、効果的な管理運営を目指します。

- 複数施設の管理運営によるスケールメリットの発揮
- 大型機械の導入による業務効率化
- これまでに培った人材や公園管理ノウハウの活用
- 従来からの信頼関係にもとづいた地域連携力の活用
- 防災と環境保護のための特定資産の活用

(2) 当該公園の特性を踏まえた管理運営方針

■本公園の特性

本公園は、昭和47年及び50年の水害を機に、境川の洪水被害を軽減し県民の暮らしや財産を守るためにつくられた境川遊水地の上部空間を利用して整備された公園です。少年野球場や多目的グラウンド等の「スポーツ施設」や「ビオトープ」、河川管理施設としての川の理解や遊水地機能についての情報を提供する「境川遊水地情報センター」が設置され、公園施設の維持管理に加え、遊水地機能の確保という特殊性を併せ持っています。

私たちは平成19年の一部開園以降、遊水地としての機能確保を優先して本公園の管理運営を行ってまいりました。異常気象時には、職員を迅速に配備し、園内の監視・情報提供を実施するとともに、園内の門扉の施錠対応や公園利用者の安全確保、施設の利用制限等を迅速かつ適切に行ってまいりました。これまでの管理運営、広報活動により、利用者の遊水地機能に対する理解も高まり、事故も無く安全の確保が図られてきました。

また、本公園のビオトープは水辺、水面、湿地といった多様な自然からなっており、面積は約10.1haあり、県内有数の規模を有しています。この自然資源は、遊水地機能をもつ「公園」として整備されたことで、越流による負荷を前提としつつ、細やかな自然創出の取組が行われてきました。現在では、都市の中の貴重な環境学習のフィールドとして幅広い層の利用者に活用されています。

さらに、広大な遊水地空間を活かしたスポーツ施設は、レクリエーションの場として休日を中心に盛んに利用されていますが、越流が発生した場合は、利用者への影響が最小限となるよう、越流水排出後の迅速な復旧が求められます。

藤沢大和自転車道に隣接することも本公園の特徴の一つであり、サイクリング利用者が休憩に立ち寄るスポットとなっています。

■本公園の総合的な管理運営方針

このような特性をふまえ、私たちは本公園の総合的な管理運営方針として「川や自然の営みにふれる スポーツと交流の拠点」を掲げ、3つのテーマを柱として、県民をはじめとする利用者の皆さまが本公園での活動を通じて新しい発見や感動を味わい、心身ともに豊かな生活を実感していただけるよう適切な管理運営を行います。

川や自然の営みにふれる スポーツと交流の拠点

①遊水地機能の確保を優先に考えた管理

②都市の中の豊かな自然環境の 保全・活用

③利用者ニーズの開拓による スポーツ施設の利用促進

①遊水地機能の確保を優先に考えた管理

私たちは、県の都市公園指定管理業務評価において、平成 22 年度から 3 年連続で「水防体制」で「s」の評価をいただいています。日頃より遊水地機能の確保を優先した維持管理と確実な水防への取組を行います。また、遊水地に河川水の流入が予想される場合は利用者の迅速な避難誘導による安全確保、排水後には公園利用の早期復旧に取組みます。



遊水地の排水ゲート

平常時には、遊水地機能等の普及啓発に努め、洪水時における本公園への理解と協力を促します。また、地域や利用者と連携した訓練などを通じて、防災意識の向上を図ります。

- 洪水に備えた遊水地機能の確保を確実に実施します
- 遊水地に河川水流入が予想される場合は、利用者の安全確保を確実に実施します
- 遊水地機能等の普及啓発に努めます

②都市の中の豊かな自然環境の保全・活用

これまで私たちが創造に努めてきた水辺の自然豊かなビオトープを、維持管理の経験や協働による調査を通じて集積したデータを活用し、今後も適正に保全していきます。また、水辺に創出された自然とビオトープ管理の知識や技術を活かして、地元自治体等とも連携し、環境学習の機会を提供するとともに、ビオトープ管理の人材育成に協力します。



下飯田ビオトープ

- 大学等との協働により、ビオトープを適正に保全します
- ビオトープ管理の人材育成に貢献します
- 環境学習フィールドとしての利用をさらに促進します

③利用者ニーズの開拓によるスポーツ施設の利用促進

快適なスポーツ環境を整え、サービスを向上し、スポーツ施設の利用促進を図ります。また、アクティブシニアやサイクリングで訪れる利用者への対応など、利用者ニーズの掘り起こしにより、幅広い利用者層へのサービスを提供します。さらに、広報を充実し、スポーツ施設の魅力を積極的に発信し、平日の施設利用率の向上に繋げていきます。



少年野球場の利用風景

- 健康・レクリエーション型スポーツメニューを提供します
- スポーツ施設の快適な利用環境を整備します
- 新たな利用者向けの情報発信を充実します

(3) 利用者や地域住民、環境等に配慮した管理運営方針

■平等な利用の確保

公園は、子供から高齢者、障がい者、外国の方などの利用者や、地域団体、ボランティア団体など様々な立場の方が利用されるため、私たちは関係法令や利用ルール等を遵守し、公益財団法人としての使命感に基づいて平等な利用を確保します。

また、安全で快適な利用環境を提供するとともに、積極的な情報発信を行い、できるだけ多くの方々が本公園を利用していただけるよう利用機会の拡大に取り組めます。

さらに、あらゆる方に対して利便性を向上させるため、ソフト面からユニバーサルデザインに取り組めます。

■利用者や地域住民等の意見を反映した公園づくりの推進

私たちはこれまでの管理経験から、公園の運営においては地域との関わり、連携が大変重要であると考えます。そのため、公園モニターや利用者アンケート等を活用して、利用者や地域住民の声を取り入れながら、業務改善に反映させていきます。

特に、本公園では従前から、周辺の自治会や近隣の学校とのつながりが強く、共催イベントや野外授業などにも積極的に協力しています。また、ビオトープの維持管理にも多くのボランティア団体がビオトープの維持管理に参加しており、これからも地域の一員として、地域住民や自治体、関係機関等と協力しながら、一体となって公園づくりを進めます。

■環境に配慮した管理運営

公園は神奈川の豊かな緑を構成する一部であり、自然の多様性に触れ、自然を大切にすることを育む場所として環境配慮の重要性について普及啓発するための重要なフィールドだと考えます。

管理運営にあたっては、当協会が独自に構築した「環境マネジメントシステム」により、環境負荷の軽減や資源循環型の維持管理（ゼロエミッション）等、総合的な環境マネジメントを推進します。

これに加えて、少年野球場など多くの利用者が訪れる施設では、ゴミの持ち帰り協力を呼び掛け、利用者と一体となってゼロエミッションを推進します。

さらに地域と連携して周辺道路の清掃活動を行う「ゴミゼロアクセス」などの取り組みを通じ、これからも身近な環境を大切にしていきます。

(1) 当該公園の管理基準等を踏まえた効果的、効率的な委託の考え方

本公園は、少年野球場や多目的グラウンド等の運動施設があり、快適で清潔な利用環境を保つために、高品質できめ細やかな維持管理が求められています。また、自然豊かなビオトープを今後も適切に保全し、生物多様性を高めるうえでも専門性の高い維持管理が必要です。さらに、越流後の清掃による迅速な復旧も必要です。

このため、本公園では、できるだけ直営できめ細かな維持管理を行うことを基本とします。その上で、法律等で定められた点検業務、専門技術や資格、機械機器類を要する業務、危険性を伴う業務については、効率的、効果的な観点から外部委託します。

また、地域活性化の観点から地元企業等に委ねることが相応しい業務等については、外部委託します。

■具体的な委託業務内容（おもなもの）

区分	管理項目	管理内容	業務内容	理由
植物管理	芝生管理	エアレーション他	エアレーション、目土かけ、施肥、補植	大型機器を要するため
	草地管理	草刈	法面等の草刈り	傾斜地で危険を伴うため
施設管理	グラウンド管理	スクリーニングス	スクリーニングス敷均し	大型機器を要するため
	警備	有人警備	年末年始の巡回警備	免許、専門的技術を要するため
清掃管理	ゴミ処理	一般ゴミ・廃棄物	ゴミ・残材運搬・処理	免許が必要な専門業者
	特別清掃	越流後の復旧清掃	散在塵芥、堆積土の収集・清掃	大型機器を要し、早期復旧が求められるため



芝生の補植



越流後の清掃



越流後の堆積土の除去作業

(2) 委託先の選定方法

委託先の選定にあたっては、競争性・透明性・公平性の確保と業務の品質確保に十分配慮して公募型競争入札を基本とし、適正な選定を行います。

そのため、公益財団法人神奈川県公園協会会計規程をはじめとする右記の関係諸規程によって、選定の手順や条件を明文化しています。

選定に関する規程
・公益財団法人神奈川県公園協会会計規程
・公益財団法人神奈川県公園協会会計規程の運用について
・競争入札参加要件等選定委員会要領
・競争入札参加要件設定に係る基準
・指名業者選定基準

委託先の選定にあたっては、県の入札手続きを参考に募集開始から入札まで一定の期間を設け、幅広く応募していただけるように、募集内容を協会HPや公園の掲示板に張り出すなどして、広く公表しています。

委託先は原則として、県の競争入札参加資格名簿に登録された者から選定し、業務の水準を確保します。また、専門性の高い一部の業務を除く全ての業務について地元を優先する地域要件を設けています。

(3) 県内（地域）経済への配慮、県内（地域）企業への委託の考え方

地域の企業はその地域に精通していることで、迅速かつきめ細かい対応が可能です。また、地域経済への貢献や地域連携といった視点からも効果が期待できるため、本公園では、横浜市内の企業を中心として、すべての業務を県内企業に委託してきました。

また今後とも、地域雇用の確保、社会的ニーズへの対応といった観点から、シルバー人材センターや社会福祉法人、NPO法人等の地元非営利団体の活用も図り、引き続き地域の力を活用していきます。

<付属書類>委託予定業務一覧表（別添）

(1) 植物管理、清掃、保守点検、受付等の維持管理業務についての実施方針

本公園は、公園全体が遊水地としての機能を有する公園です。そのため、開園以来、私たちは河川管理に精通した職員を配置し、遊水地機能の確保を第一とした維持管理を行ってきました。その結果、県の指定管理業務評価では、平成22年度から3箇年連続で「水防体制」「清潔さ」で「s」の評価をいただきました。

今後も、遊水地機能の確保を最優先とする維持管理を大前提に、これまで培ってきた管理運営の経験と専門的なノウハウを活かし、以下の方針のもと、確実な維持管理を行います。

■ビオトープを中心とした植物管理の実施

本公園のビオトープは、都市の中の生物多様性の高い自然環境として非常に価値のある空間です。この豊かな自然資源をさらに充実し、次世代へ引き継いでいくため、生物多様性を高める維持管理を行います。

■安全・安心・快適な利用を支える清掃や保守点検の実施

常に清潔さを保つため、日常清掃に加えて、管理作業や巡回等の際、職員が意識的にゴミを拾ったり、簡易な清掃を行い、美観の維持を徹底します。また、建物や設備の不具合の修繕については早期発見・早期対応に努め、施設の長寿命化を図ります。

■丁寧な対応と効率的な事務処理による受付業務等の実施

スポーツ施設の利用受付や窓口案内、巡回時の挨拶等においては、丁寧な対応と効率的な事務処理を心がけ、利用者満足度の向上に努めます。

(2) 当該公園の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方

■遊水地機能の確保と越流後の速やかな復旧を優先した維持管理

異常気象時における速やかな遊水地機能の確保と復旧を優先し、独自に作成した「大雨・洪水時活動マニュアル」のもと、迅速かつ適切な維持管理を行います。



越流前後の園内景観の変化

治水機能保全の視点に立った施設管理	<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理実務経験者の配置 ・園内の利用制限の周知・徹底 ・設置工作物の事前撤去 ・神奈川県雨量水位情報等インターネット活用による早期情報収集
洪水発生時や施設復旧時の公園情報発信の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかな復旧に向けた園内復旧予定の情報発信（掲示板、ブログ、ツイッター） ・公園ホームページでの越流時の動画などを配信
新規開園予定区域への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・管理マニュアルおよびパトロールマップへの追加 ・記録写真の収集および河川管理者への情報提供

■生物多様性を高める植物管理の実施

本公園は遊水地で、河川水の流入による大きな攪乱がある中で、豊富な水量ある湧水が創出する水辺（池・小川）・湿地環境、またその周囲に配置される平地・法面の草地環境、さらには園地に近接する境川・和泉川の河川環境など、生物の多様性を育む様々な自然環境によって形成されています。これら動植物の生息・生育環境を保全し、より豊かな自然環境を利用者へ提供するため、大学等の研究機関や自然観察団体との連携によって得られたデータや実績に基づき、ビオトープを中心に生物多様性を高める維持管理を行います。

植物管理による植生遷移の抑制、希少種の保全・増殖、外来種の駆除または生育抑制、湿地環境の維持等について、計画的に取り組めます。



ビオトープ維持管理作業の様子

○維持管理を通じたビオトープに関するデータ収集と知見の蓄積

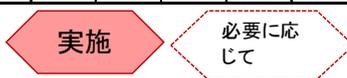
- ・独自の生物モニタリング調査の継続
- ・大学等の研究機関・自然観察団体等と連携したデータの収集・蓄積と利用者への情報発信
- ・ビオトープの維持管理計画へのフィードバック

○ボランティアとの協働による計画的な維持管理

- ・（仮称）境川遊水地公園ビオトープ維持管理計画の策定

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
公園・ボランティア協働作業	俣野内遊水地		→										
	下飯内遊水地									→			→
	下飯内遊水地							→				→	
	下飯内遊水地												
委託業務	法面除草					→							
	樹木伐採						→						
	湿地内枯草除草・水みちづくり									→			

※：作業計画はビオトープ内の状況や園内への河川水越流に伴い、中止変更する。
 浚渫等の必要がある場合は、県藤沢土木事務所に要望を伝え、実施について調整を行う。
 ボランティア協働作業は1回あたり1～2日程を予定。



○生物多様性向上への効果の検証とフィードバック（日本大学との共同研究として）

- ・維持管理作業がもたらす動植物への生態的効果の検証
- ・維持管理へのフィードバック

ゾーン		特性と課題	維持管理のポイント
広場ゾーン	法面草地	噴水広場やせせらぎ水路、花壇が利用者の憩いの場となっている。	<ul style="list-style-type: none"> ・選択的な除草による在来植物の保全 ・外来植物の駆除 ・直翅目を代表とした地上徘徊性生物の生息

ゾーン		特性と課題	維持管理のポイント
	せせらぎ水路 および周辺草地	<p>立入り制限のある自然創出ゾーンに代わり、利用者が水辺に親しみ、ビオトープの雰囲気を楽しむことのできる環境、自然体験・観察、環境学習の場としての活用が期待される。</p> <p>また、園内の花壇は越流による影響を受けることが前提となるが、中～小規模花壇に季節の草花を植え、園内の花修景を行う。</p>	<p>地の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・草地性鳥類の生息・利用環境の保全 ・自然観察ポイントづくり
	沈砂池		<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な植物管理による在来植物の保全 ・水辺の修景 ・外来植物の駆除 ・水生生物の保全地づくり ・自然観察ポイントづくり
	芝生		<ul style="list-style-type: none"> ・水辺の絶滅危惧植物の保全 ・水辺の修景 ・緑化による水生・底生生物の生息地づくり ・自然観察ポイントづくり
	花壇		<ul style="list-style-type: none"> ・養生期間の導入の検討 ・春、冬「菜の花」、夏「ヒマワリ」、秋「コスモス」等を植え、園内の修景づくり ・来園者への花の摘み取りイベントに活用 ・昆虫類（チョウ類等）の誘引
自然創出ゾーン	ビオトープ	<p>これまでの自然創出の取組によって、非常に生物多様性豊かな空間が魅力となっている。</p> <p>多様な生き物の生息・生育環境を保全し、今後さらに生物多様性を高めていくための管理が必要となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な植物管理による植生遷移の抑制 ・開放水面および密度の異なる植生を維持した湿地づくり（昆虫類、魚類、水鳥の生息・利用・繁殖地づくり） ・外来生物カダヤシの駆除 ・自然観察ポイントづくり ・眺望ポイントづくり

■越流後の利用への影響を最小限にとどめるスポーツ施設の管理

スポーツ施設については、利用者に快適なスポーツ・レクリエーション空間の利用を提供するため、日常的な維持管理に加え、越流水の排水後の迅速な復旧により利用者への影響を最小限にする維持管理を行います。

また、本公園のスポーツ施設は低地にあり、自然植生の法面に囲まれているため、冠水や強風により雑草の種子が入り込みます。加えて、過湿気味であるため病虫害の発生も多く見込まれますが、ビオトープが隣接するため、薬品使用は極力避ける必要があります。このような状況を踏まえて、環境にやさしいスポーツ施設の維持管理を行います。



地下水を使用した芝生散水



グラウンド整備

管理の課題	対象施設	維持管理のポイント
越流後の迅速な復旧	園内全域	<ul style="list-style-type: none"> ・県藤沢土木事務所と協議の上、清掃計画を立案 ・有料施設を開放するための現場までの動線確保 ・直営作業と専門技術を持った業者への委託発注による、並行した復旧作業の実施
オーバーユースと越流による芝生への負荷対策	少年野球場 多目的グラウンド	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家による芝生の管理技術指導に基づく補植

管理の課題	対象施設	維持管理のポイント
環境にやさしい維持管理	少年野球場 多目的グラウンド	<ul style="list-style-type: none"> ・卵の殻を原料とした石灰の使用（少年野球場） ・芝ライン水性塗料の使用（多目的グラウンド） ・地下水使用による芝生散水 ・除草剤を使用しない維持管理
より快適な空間を利用者へ提供するための県藤沢土木事務所への提案	園内全域	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の植栽基準を踏まえた植栽の段階的導入 ・日除け施設の設置
その他の取組	少年野球場	<ul style="list-style-type: none"> ・立地の特性上、用具倉庫を施設に隣接して設置できないため、職員が少年野球・ソフトボールの用具の運搬・回収を実施

■施設の清掃・保守点検の実施

誰もが安心して利用できる公園として、巡視を強化し迅速な保守・点検に努めるとともに、こまめな清掃により清潔感を保ちます。また、これまで長期にわたり施設や設備を維持管理してきた実績やノウハウを活かし、老朽化施設について安全点検を強化し、県との協議のうえ改修計画等にもとづき長寿命化を目指した維持管理に努めます。

（青字は基準書以上の独自の取組みです）

園内巡視	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日3回実施 ・特にトイレ等、死角が生ずる場所や修繕中の施設、工事現場の近くに重点を置いて実施
清掃（噴水広場及び多目的グラウンド足洗い場）	<ul style="list-style-type: none"> ・夏期は利用が多く、コケの発生も早いいため、こまめな清掃により安全性と快適性を確保 ・噴水池清掃は、夏期（7～9月）に基準が週1回のところ夏期2回実施
清掃（トイレ）	<ul style="list-style-type: none"> ・広場利用が多い繁忙期には、水準以上のトイレ清掃を実施し、快適さを維持
安全点検	<ul style="list-style-type: none"> ・月1回の重点点検を実施（目視に加え触診及び動作確認等を実施） ・散水設備など専門機械類に関しては、年に1回以上専門業者への委託により点検
施設設備の修繕	<ul style="list-style-type: none"> ・上記安全点検時に異常箇所を確認次第、随時実施 ・トイレの詰まりには可能な限り早期利用再開に努める

■効率的な維持管理

業務の集約化、省力化と無駄の見直し等により業務の効率性を高めるとともに、施設の現状を踏まえた確実な維持管理を実施します。

なお、効率化により生み出された時間は、管理運営の充実や利用者サービス向上に充当し、維持管理の充実を図ります。

有資格者等の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・公園管理運営士、ビオトープ管理士 ・30年以上の行政経験、15年以上の河川管理経験を持つ職員を園長として配置
業務効率化の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・管理マニュアルの整備 ・公園管理データベースシステムでの点検や修繕の維持管理情報蓄積
管理水準を担保する仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的なモニタリングの実施 ・自己点検表を用いた確認と検証 ・施設特性を踏まえた専門業者への業務発注
合理化によるコスト縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・複数年契約や資材との一括発注、他公園との一括発注の実施 ・植物発生材のリサイクル化による活用

年間維持管理計画表

公園名: 境川遊水地公園

管理項目	業務内容	管理エリア	基準書		計画数量		作業時期												備考
			規模・単位	実施回数	規模・単位	実施回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
高木管理	軽剪定	支障木の除去	135本		135本														原則として「公園・街路樹等病害虫マニキュアル」に基づき実施
	病虫害防除		1式	必要に応じて	1式														安全上不可欠と認められる場合及び病虫害木の保全に影響を及ぼす場合に実施
	枯木処理	枯木、病虫害による樹勢悪化木を伐採する	1式		1式														
樹木管理	刈込物手入れ	徒長枝刈込	730㎡	必要に応じて	730㎡	必要に応じて													原則として「公園・街路樹等病害虫マニキュアル」に基づき実施
	病虫害防除		246	3～5回/年程	246	3～5回/年程													
	除草	人力除草	18,347㎡	14回/年	18,347㎡	14回/年													
芝生管理	芝刈	機械芝刈	1,917㎡	10回/年	1,917㎡	10回/年													
	除草	人力除草	2,026㎡	5回/年	2,026㎡	5回/年													
	エアレーション		18,347㎡	2回/年	18,347㎡	2回/年													
芝生管理	目土かけ		535㎡	0～1回/年	535㎡	0～1回/年													
	施肥		18,347㎡	4～7回/年	18,347㎡	4～7回/年													
	病虫害防除		535㎡	2～4回/年	535㎡	2～4回/年													原則として「公園・街路樹等病害虫マニキュアル」に基づき実施
補植			600㎡	必要に応じて	600㎡	必要に応じて													必要に応じて



年間維持管理計画表

公園名：境川遊水地公園

管理項目	業務内容	管理エリア	基準書		計画数量		作業時期												備考
			規模・単位	実施回数	規模・単位	実施回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
草花管理 花壇管理	草花植付 既存植物除去、施肥、土壌改良、草花・球根等植付け	多目的グラウンド園路沿い、テニスコート周り	411㎡	2回/年	411㎡	2回/年													必要に応じ灌水、施肥、土壌改良を併せて実施
		正門脇、俣野遊水地園路沿い	32㎡	3回/年	73㎡	3回/年													
	花がら摘み、除草 灌水	正門脇、俣野遊水地園路沿い、多目的グラウンド園路沿い、テニスコート周り	512㎡	必要に応じて	512㎡	必要に応じて													
		ポケットパーク花壇	164㎡	必要に応じて	164㎡	必要に応じて													
草花管理 花壇管理	屋上庭園管理 トイレ構内 花壇管理 プランター リース	情報センター屋上	1式	必要に応じて	1式	必要に応じて													
		情報センター周辺	46㎡	必要に応じて	46㎡	必要に応じて													
		平地A(園路・噴水広場・駐車場等)	7,500㎡	6回/年	7,500㎡	6回/年													
		平地B(せせらぎ水路周辺)	2,200㎡	1~3回/年	2,200㎡	1~3回/年													
草花管理 草地管理	機械除草	堤防A(2次池、管理重視)下飯田遊水地	12,800㎡	2回/年+冬季(必要に応じて)	12,800㎡	2回/年+冬季(必要に応じて)													
		堤防B(2次池、生物重視)俣野遊水地	7,900㎡	2回/年+冬季(必要に応じて)	7,900㎡	2回/年+冬季(必要に応じて)													
草花管理 草地管理	草刈	堤防ABの外周歩道削り出し、法部の階段面脇、下飯田中庭園路両脇(各幅1m)	2,600㎡	3回/年 堤防A・Bに含まれる場所 で、園路等の面 積1m部分 的に実施	2,600㎡	4回/年 堤防A・Bに 含まれる場所 で、園路等の 面積1m部分 的に実施												基準以上の実施	

植物管理

年間維持管理計画表

公園名：境川遊水地公園

管理項目	業務内容	管理エリア	基準書		計画数量		作業時期												備考
			規模・単位	実施回数	規模・単位	実施回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
草地管理	草刈 機械除草	ピオトープA(1次池)堤 防法面	7,500 m ²	1回/年	7,500 m ²	1回/年													生物多様性に配慮して一定量を刈り残す管理を行う。必要に応じて冬季にも実施
			4,000 m ²	1回/年	4,000 m ²	1回/年													生物多様性に配慮して一定量を刈り残す管理を行う。必要に応じて冬季にも実施
植物管理	除草	自然堤防ABの外周歩道側法肩、法部の階段向脇(各幅1m)	840 m ²	3回/年	840 m ²	3回/年													
		園内草地	1式	3回/年	1式	3回/年													
特殊管理	ピオトープ手入れ 水みち造成	候野自然創出ゾーン(1次池)運地、流れ	1,366 m ²	4~5回/年	1,366 m ²	4~5回/年													ガマの穂が飛散しないよう時期を見定めて実施する。セウカマダチガサの除去は必要に応じて随時実施
		下飯田ピオトープ	690 m ²	4回/年	690 m ²	4回/年													
共通管理	機械等点検整備 物品等購入	下飯田ピオトープ池内の島	12,300 m ²	1回/年	12,300 m ²	1回/年													
		候野自然創出ゾーン(1次池)	1式	1~2回/年	1式	1~2回/年													
		下飯田自然創出ゾーン(1次池)	1式	0~2回/年	1式	0~2回/年													
			1式	必要に応じて	1式	必要に応じて													
			1式	必要に応じて	1式	必要に応じて													



年間維持管理計画表

公園名：境川遊水地公園

管理項目	業務内容	管理エリア	基準書		計画数量		作業時期												備考			
			規模・単位	実施回数	規模・単位	実施回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
警備	巡回警備	園内	1式	6日/年	1式	6日/年														12/29～1/3		
	機械警備		1式		1式															県土木委託		
定期点検	バックネット点検	少年野球場	2箇所	3回/年	2箇所	3回/年																
	グラウンド防球ネット点検	少年野球場A	1箇所	3回/年	1箇所	3回/年																
	テニスコート点検	テニスコート	1箇所	3回/年	1箇所	3回/年														5面		
	園路・橋りょう点検	園路・橋りょう	1箇所	3回/年	1箇所	3回/年															路面の点検	
	散水設備点検	少年野球場、多目的グラウンド	1式	3回/年	1式	3回/年																
	噴水ポンプ、足洗い場ポンプ点検	少年野球場、多目的グラウンド	2箇所	3回/年	2箇所	3回/年																
	グラウンド点検・管理ラウンド	少年野球場、多目的グラウンド	3箇所	3回/年	3箇所	3回/年																
	消化槽点検	ポケットパークトイレ棟	1箇所	必要に応じて	1箇所	必要に応じて																
	エネアーム等ガス機器の点検	トイレ棟	1式	必要に応じて	1式	必要に応じて																
	電気自動車充電設備点検	境川遊水地情報センター1階	1箇所	1回/年	1箇所	1回/年															供用中止に伴い点検も中止	
日常点検	設備点検	少年野球場A	1式	毎日	1式	毎日																
	工作物点検	柵・門扉等	1式	毎日	1式	毎日																
		園路・橋りょう	1式	毎日	1式	毎日																
		供野噴水池・流れ	1式	毎日	1式	毎日																
		足洗い場	1式	毎日	1式	毎日																
		トイレ	1式	毎日	1式	毎日																
		更衣室、シャワー室	1式	毎日	1式	毎日																基準以上の実施 県構設土木事務所 と協議し必要に応じ て廃止
		階段・スロープ	1式	毎日	1式	毎日																
	ベンチ等	1式	毎日	1式	毎日																	

年間維持管理計画表

公園名：境川遊水地公園

管理項目	業務内容	管理エリア	基準書		計画数量		作業時期												備考
			規模・単位	実施回数	規模・単位	実施回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
施設管理	日常点検	工作物点検	1式	1回/月	1式	1回/月													
		動作確認	1式	1回/月	1式	1回/月													
	工作物管理	設備点検	1式	1回/月	1式	1回/月													目視点検。破損、動作不良箇所等の確認
		雨水排水設備	1式	1回/月	1式	1回/月													
		外周・駐車場・門扉	1式	毎日	1式	毎日													
	共通管理	観音橋開閉	1式	毎日	1式	毎日													
		トイレ・更衣室開閉	1式	毎日	1式	毎日													シャワーは県の方針のもと見直しを検討
		グラウンド整備	1式	必要に応じて	1式	必要に応じて													
		ライ引き	1式	必要に応じて	1式	必要に応じて													
		除草	機械・人力除草	1式	随時	1式	随時												少年野球場は基準以上の実施
排水業務	集水タンク水抜き	1式	随時	1式	随時														
その他	小破修繕	1式	必要に応じて	1式	必要に応じて														



年間維持管理計画表

管理項目		業務内容	管理エリア	基準書		作業時期												備考		
				規模・単位	実施回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
園内清掃	日常清掃	園路・広場	広場ゾーン(2次池)	93,700㎡	毎日															
	定期清掃	ピオトーブ清掃	自然園田ゾーン(1次池)・水面・遊歩路脇(入)	30,000㎡	1回/月															
施設清掃	日常清掃	工作物清掃	ベンチ、看板類、防護柵	1式	毎日															
		噴水池清掃	噴水池・流れ(石張区間)	1式	1回/週															毎日戻り。実施は必要に応じて
	足洗い場清掃	足洗い場	1式	1回/月															基準以上の実施気候等に応じて増減	
	流れ・池清掃	流れ、ピオトーブ湿地・水際	13,800㎡	1回/月																
	欄干・柵・沈砂池	園内	1式	0~2回/年																
	定期清掃	トイレ清掃	トイレ清掃	外周トイレ	75㎡	5回/週														侯野24㎡・シャワー棟34㎡・ボットハウス15㎡・仮設トイレ6㎡
		トイレ前デッキ清掃	トイレ前デッキ清掃		64㎡	5回/週														侯野42㎡・シャワー棟64㎡
		更衣室清掃	更衣室清掃		8㎡	5回/週														減少分面積をトイレ前デッキ・遊歩路等で補填
		更衣室清掃	更衣室清掃	下飯田遊水地外周更衣室	4㎡	5回/週														シャワー営業期間4月1日~11月30日
	執務室	日常清掃	シャワー室	下飯田遊水地外周シャワー室	4㎡	5回/週														シャワー、更衣室は県藤沢土木事務所と協議し必要に応じて見直しを検討
定期清掃		床・窓清掃		1式	毎日															
ゴミ処理	定期処理	可燃ゴミ		1式	1回/週															
		燃やさないゴミ		1式	1回/週															
	その他処理	その他処理		1式	必要に応じて															
		その他処理		1式	必要に応じて															
共通管理	物品等購入	散在塵芥の収集と清掃		1式	必要に応じて															
		散在塵芥の収集		1式	必要に応じて															
特別清掃	越水後	散在塵芥の収集と清掃	侯野遊水地、下飯田遊水地	1式	必要に応じて															
		堆積土清掃	堆積土収集と清掃	1式	必要に応じて															

提案書4 「利用促進のための取組」

(1) より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等の考え方

■事業の実施方針

○日常的な公園利用者の満足度向上

ウォーキング等の散策やテニスなどのスポーツ活動による健康づくりを目的とする公園利用者、平日の親子での利用者など、日常的なリピーターの満足度を高めるためのサービスを提供します。

○スポーツ施設の利用率の向上

幅広い利用者層を対象としたスポーツ・レクリエーションのプログラム提供やイベントの実施により、平日・休日の有料施設のさらなる利用率向上を図ります。

○幅広い学習ニーズへの対応

ビオトープ管理で得られた知見を活かした自然環境学習イベントをさらに充実します。また、幅広い学習ニーズに応えるため、新たな治水・水害対策も含めた川の環境学習や地域の歴史学習等といった生涯学習プログラムを提供し、利用者層の拡大を図ります。

■実施する事業の内容

○年間を通じたイベント等の開催による公園のにぎわいづくり

本公園を訪れるきっかけづくりとして、継続的なイベントの実施や企画展示等により、年間を通じたにぎわいを創出します。

<p>季節に合わせて実施するイベント</p>	<p>【春】花植え・花壇づくり活動 【夏】七夕飾り 【秋】ススキ刈り、コスモスの花摘み 【冬】新春ふれあいフェスタ、凧上げ・凧展示、正月飾りづくり、初日の出観賞（鷺舞橋の早朝開放） 【通年】クラフト教室、境川の歴史探訪、バードカービング教室への協力</p>
<p>河川管理者と連携した情報センターを活用したイベント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種教室の開催（クラフト教室等） ・遊水地写真展の開催 ・木のぬくもり展（バードカービング教室作品展示） ・地域サークルによる企画展示

○健康づくりやレクリエーション型のスポーツメニューの提供

地域団体等との連携により、健康づくりやレクリエーション型のメニューを提供し、スポーツ施設の平日利用を促進し、施設利用率を高めます。

また、本公園に立ち寄る多くのサイクリング利用者に向けた情報発信やサービスを充実し、本公園の利用者の増加を図ります。

アクティブシニアを対象とした健康スポーツ教室の開催	<ul style="list-style-type: none"> 地域のテニススクールとの連携による初心者テニス教室 グラウンドゴルフ講習会
各種スポーツ団体・レクリエーション団体への利用の誘致	<ul style="list-style-type: none"> 地域のマラソン大会・運動会・ウォーキング大会の誘致 平日の少年野球場、多目的グラウンドの利用団体誘致
ウォーキング利用者へのサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 周辺ウォーキングガイドマップの作成・配布 ウォーキングキロポストの製作
サイクリング利用者向けサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 自転車メンテナンスやマナー講習会開催への協力 地域の自転車愛好会と連携したサイクリングロードの清掃、サイクリストへの安全呼びかけイベント 境川流域をめぐるサイクリングイベントの支援 サイクリスト向けの周辺情報の提供や案内板の設置

○ビオトープを活用した多様な環境学習機会の提供

本公園のビオトープをはじめとした自然資源の価値を伝えていくため、啓発プログラムの作成やイベント開催により環境学習の機会を提供するとともに、自然情報の発信を行います。

自然観察・河川環境学習・体験学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> 【春】遊水地機能見学会、親子自然あそび教室、県立博物館講座 【夏】俣野ゴム堰と川の生き物観察会、ツバメのねぐら入り観察会、夏休み星空観察会、夜の昆虫観察会 【秋】遊水地ガマの穂摘み隊、境川遊水地の草地を守るものづくり 【冬】日本大学による特別展示会 【通年】地層観察会、川の生き物観察会、公園自然観察会、バードウォッチング、貝化石掘り体験
小中学校の自然環境学習受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> 遊水地機能を題材とする治水・流域水害対策学習 河川を題材とした地学学習（境川・和泉川合流点での河床形成を通じた川の動き等） 地層観察、貝化石掘り体験、自然観察等
ビオトープ管理技術の学びの場の提供	<ul style="list-style-type: none"> 市民とのビオトープ管理活動に伴った技術講習会の実施（年2回） 自治体や教育機関の推進するビオトープ管理者養成講座や研究調査活動への協力（年1回程度）
せせらぎ水路の観察ポイント整備	<ul style="list-style-type: none"> 観察ポイントへの解説板の設置 園路から見える湿性植物の観察ポイントづくり
情報センターや「自然ブログ」を活用した自然情報発信	<ul style="list-style-type: none"> 生態学・自然科学的データに則ったビオトープ管理の情報、季節毎に公園で見られる生き物、境川流域の自然的特徴等を情報発信 自然解説資料「リバーガイド」等の活用や園内の自然観察ガイドブックの製作 園内自然景観や生物生態をテーマとしたポストカードの制作と配布

*水生生物の調査観察を実施する際は、必要に応じ、県水産課から特別採捕許可証を取得する

◆◇ ビオトープ管理作業と自然観察会 ◇◆

本公園では、地元自然観察グループや学生ボランティア、NPO等と連携したビオトープ管理を実施しており、さらに協働で自然観察イベントも実施しています。

自然観察会では、ビオトープ管理で創出された自然環境のモニタリング結果や管理範囲について解説し、ビオトープ管理に参加したメンバーが解説者としても活躍しています。



園内での野鳥観察会の様子

■閑散期の園内施設の有効活用について

本公園の閑散期は冬季の12月～2月であり、様々なイベントや体験教室を開催し、一年を通じてにぎわいのある公園を目指します。



情報センターでの写真展

○園内発生材を活用したクラフト教室の開催

ビオトープの維持管理作業で発生するヨシ、ガマ、ジュズダマ、クズ等を活用してクラフト教室を開催します。

○境川遊水地情報センターでの展示会の開催

河川管理者と連携し、境川や公園に関する特別展示（写真展等）を実施します。

○初心者テニス教室等の開催

平日のテニスコート利用率向上、またスポーツを通じた利用者間の交流を促進するため、プロテニスコーチを招いた教室を開催して利用者層の拡大を図ります。



【平成 28 年度実施内容】

平成 28 年度のイベント等開催について、下表を基本に実施を予定します。
また、ウォーキングキロポスト設置に着手します。

イベント等名称	実施時期	場所	参加人数 (参加費)	開催 経費	主催	内容 区分
自然観察会(春の植物)	4月	園内	20名(無料)	1万円以下	公園協会	(3)
親子自然あそび教室	4-5月	園内	10組(無料)	2~3万円	公園協会	(3)
境川 歴史探訪会①	4-5月	情報センター ・園外	25名 (500円)	2~3万円	公園協会	(1)
ビオトープ講習会①	5-6月	情報センター ・ビオトープ	15名(無料)	1~2万円	公園協会	(3)
境川遊水地見学会	5月	情報センター ・ビオトープ	20名(無料)	1万円以下	公園協会	(3)
バードウォッチング入門 春	5月	園内	30名(無料)	1万円以下	公園協会	(3)
ツバメのねぐら入り観察会	7-8月	ビオトープ	30名(無料)	1万円以下	公園協会	(3)
川の生き物観察会	7-8月	和泉川	20名(無料)	1万円以下	天王森泉公園・ NPOゆめたま・公 園協会共催	(3)
七夕飾り(展示)	7月	情報センター	無料	1万円以下	公園協会	(1)
俣野ゴム堰と川の生き物観察会	7月	園内・境川	65名(無料)	1万円以下	西俣野環境保全の 会・公園協会共催	(3)
境川遊水地 夏の星空教室	8月	園内	20名(無料)	1万円以下	公園協会	(3)
境川遊水地 夜の昆虫観察会	8月	園内	20名(無料)	2~3万円	公園協会	(3)
バードカービング教室への協力	9月	情報センター	15組(300円)	1万円以下	境川遊水地バード カービングクラブ	(1)
木のぬくもり展(展示)	9月	情報センター	無料	1~2万円	公園協会	(1)
自然観察会(秋の昆虫)	9月	園内	20名(無料)	2~3万円	公園協会	(3)
境川 歴史探訪会②	10月	情報センター ・園外	25名 (500円)	2~3万円	公園協会	(1)
コスモスの花摘み	10-11月	下飯田遊水地	50名(無料)	1万円以下	公園協会	(1)
遊水地の草地を守るものづくり	秋~3月	情報センター ・ビオトープ	15名 (300円)	2~3万円	公園協会	(3)
ビオトープ講習会②	12月	情報センター ・ビオトープ	15名(無料)	2~3万円	公園協会	(3)
クラフト教室 正月飾り	12月	情報センター	15名 (300円)	1万円以下	公園協会	(1)
相模風いずみ保存会による大凧 展示(展示)	12月	情報センター	無料	1万円以下	公園協会	(1)
初日の出鑑賞	1月	鷺舞橋	150名(無料)	1万円以下	公園協会	(1)
新春ふれあいフェスタ	1月	園内	2000名	15~20万 円	公園協会	(1)
凧上げ	1月	園内	無料	3~5万円	公園協会	(1)
バードウォッチング入門 冬	2月	園内	30名(無料)	1万円以下	公園協会	(3)
地層観察・貝化石掘り体験会	2月	ビオトープ	30名(500円)	1万円以下	公園協会	(3)
写真展・展示会(展示)	冬	情報センター	無料	1万円以下	公園協会ほか	(1)
スポーツ自転車メンテナンス講 習会への協力	時期未 定	情報センター ・ビオトープ	未定	1万円以下	湘南浪漫	(2)
クラフト教室	通年	情報センター	15組(300円)	1万円以下	公園協会	(1)
小中学校等環境学習受入れ (治水・河川・地層・貝化石・ 自然観察)	通年	園内	無料	1万円以下	公園協会	(3)

※参加費は、持ち帰りの作品や資料等があるイベントなどについて、実費程度を上限に設定する。
 ※内容区分は、以下のとおり。(1)年間を通じたイベント等の開催による公園のにぎわいづくり／(2)健康づく
 りやレクリエーション型のスポーツメニューの提供／(3)ビオトープを活用した多様な環境学習機会の提供
 ※夜間のイベント開催に際しては、事前に、河川管理者と協議を行う。
 ※情報センターや河川でのイベントは、河川管理者と連携して実施する。

(2) より多くの利用を図るために行う広報、PR活動の内容等

当協会は、多くの方に本公園を知っていただき、公園を利用するきっかけを提供するため、多様な手段を通じて積極的な広報活動を継続します。

その際、情報の種類や広報の目的、対象者に応じて、適切な時期や手段、媒体を選んで情報発信を行っていきます。

■広域的に情報発信するための幅広い媒体の活用

当協会が従来から築いてきた関係機関とのネットワークを活かし、幅広い広報媒体を用いて県内全域、さらには首都圏全体からの集客を図ります。

また、イベントについては、内容に応じてターゲットを絞った告知を行い、その内容に関心のある方に情報が行き届くような広報手段、媒体を選択します。

独自の広報ツール	<ul style="list-style-type: none"> ・当協会ホームページ（週1回更新） ・境川遊水地公園ホームページ（週1回更新） 公園の詳細な情報を提供 ブログ、ツイッター、動画サイト等を活用して常に最新の情報を提供 シラサギのユウちゃん（公園キャラクター）を活用したPR活動 ・公園情報誌「かながわパークナビ」（年2回発行） ・イベントポスター、チラシを園内や関係施設で掲示・配布
マスコミへの情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオ、新聞等へのイベント情報の積極的な掲載依頼 ・情報誌、ガイドブック等への情報提供、掲載依頼
「首都圏みどりのネットワーク」との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・首都圏の公園と共同のガイドブック作成、販売 ・首都圏公園スタンプラリーの開催
外部ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・県情報サイトの活用 「かながわNow」（観光）、「PLANETかながわ」（生涯学習）、「かなたび」（観光）、「らくたび」（バリアフリー）等
交通広告	<ul style="list-style-type: none"> ・駅構内へのポスター掲示・リーフレット配架 等

■地域のネットワークを活用した情報提供

地域に根差した公園づくりの一環として、これまでに築いてきた自治体や関係機関など地域のネットワークを活用し、周辺住民や地域に情報発信します。

自治体広報紙	<ul style="list-style-type: none"> ・県広報紙「県のたより」、横浜市「広報よこはま」、藤沢市広報紙への掲載依頼
回覧板、掲示板	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自治会と連携し、回覧板や掲示板等を活用した情報提供
地域情報誌	<ul style="list-style-type: none"> ・タウンニュース等への情報掲載

■公園のイメージアップに繋がるイベント、キャンペーンの開催

イベントやキャンペーンなどの機会を通じ、公園のイメージアップを図ります。

フォトコンテスト開催 【毎年】	<ul style="list-style-type: none"> ・県立公園を対象とした「花とみどりのフォトコンテスト」を開催 ・入賞作品を紹介する写真展を各公園や病院等で開催 ・入賞作品を使ったオリジナルカレンダーの制作
外部イベント等での PR	<ul style="list-style-type: none"> ・フォーラム等の外部イベントでの発表や公園情報の展示
当協会マスコットキャラクターの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・当協会マスコット「コーちゃん&エンちゃん」が公園や地域イベントに出演し、知名度向上を図る

■公園利用者数の目標値

公園の魅力アップや、上記のような広報、PR活動と合わせた様々なイベント等の利用促進方策により、公園利用者数を、平成24年度実績245千人から今後5年間で10%増を目指します。

さらに、閑散期や平日空き時間帯の施設活用とも合わせ、少年野球場等の有料施設合計の利用者数を、平成24年度実績59千人から今後5年間で10%増を目指します。

なお、公園利用者数の目標値は、開園区域の拡大や、越流の影響による閉園期間を勘案して調整します。

(1) 当該公園の設置目的を踏まえた自主事業

自主事業の料金設定にあたっては、民間も含めた同様な近隣施設の相場も考慮したうえで、公の施設として相応の料金を設定し、県藤沢土木事務所の許可を得て実施します。

■自動販売機

利用者のサービス向上や熱中症予防の目的で、利用者の多いエリアを中心に自動販売機を設置し、一部の機械は災害時に無料供給できる「災害支援型ベンダー」を採用します。

設置場所	便益施設横	販売品目	清涼飲料水	営業期間	通年	設置台数	2台
------	-------	------	-------	------	----	------	----

【平成28年度実施内容】

新規施設の供用状況などを踏まえ、増設を検討します。

■売店

園内利用者の飲食サービスの充実を目的として、ケイタリングカーを活用し、営業します。なお、各提供品目については、利用者のニーズに応じ適宜見直しを行います。

内容	ケイタリングカー	販売方式	テイクアウト前提
提供品目	麺類、カレー、弁当等の軽食	営業期間	繁忙期の土日祝日

【平成28年度実施内容】

県藤沢土木事務所と協議の上、試行的に配置します。

■温水コインシャワー

スポーツ施設利用者の要望に応え、県が更衣室等の便益施設を設置し、温水シャワー施設を自主事業として運営してきました。引き続き、同施設の快適な運営を行います。

営業時間	9:00～ 終了時間は季節に応じ設定	営業期間	4月1日～11月30日	設置台数	男2台 女2台
料金設定	使用料 3分100円	設置場所	下飯田遊水地トイレ・シャワー棟		

【平成28年度実施内容】

引き続き実施しますが、今後は、県の方針をもとに、見直しを検討します。

(2) 事業の実施体制

■自動販売機

自動販売機専門業者へ設置管理及びフルオペレートを委託します。委託業者の選定にあたっては、災害支援型ベンダーや防犯システム等の導入を条件とします。

また、販売品目や防犯対策、節電等について適切な指導を行います。

■売店

本事業の運営は、適切な専門業者へ営業委託し、当協会が清掃や接客態度等について日々チェックをするとともにメニューの見直しなどを適宜行い、利用者へのサービス向上に務めます。また、食品衛生法を順守し、安全な食品を提供します。



ケイタリングカーによる販売

■温水コインシャワー

運営全般は当協会が担当します。日常の清掃等の管理以外の機器の保守点検については製造業者に委託し、適切な保守点検を実施します。

提案書7 「利用者への対応」

(1) 接客対応及びその研修等

当協会では、毎年1回「親しまれる公園づくり懇談会」を開き、外部有識者の提言を取り入れて公園運営に活かしています。また、職員全員が「パークコンシェルジュ」の心構えで利用者に接することになっています。その結果、本公園における平成 25 年度上期の利用者満足度調査において86%以上の方が「満足した」という高い評価を得ています。

今後、これに加えて、新たに「コンシェルジュリーダー」を指定し、さらに詳しい公園情報をより丁寧に提供するなどして、公園利用者が快適にすごせるように努力します。

■基本的な接客の姿勢と対応

私たちは、以下のような点を重視し、職員一人ひとりが接客対応していきます。

- ・ 全職員が公園の「顔」であることを自覚します。
- ・ ユニフォームを清潔に保ち名札を見やすい位置につける等、身だしなみを整えます。
- ・ 利用者に積極的に挨拶をします。
- ・ 問い合わせに対し誠実に回答するとともにプラスαの情報を提供します。
- ・ 明るい声で丁寧な電話対応をします。

○職員の情報共有の徹底

全職員がパークコンシェルジュとしての役割を果たすためには、常に正確かつ最新の公園情報を把握していることが重要です。

そのため、日々の朝礼において公園内の最新状況の報告・連絡を徹底するとともに、連絡ノートの回覧を行います。また、定例全体会議において事業予定や維持管理計画等の公園に関する新鮮かつ正確な情報の共有を図ります。



コンシェルジュリーダーが着用するバッジ

○コンシェルジュリーダーの指定

職員の中からワンランク上の「コンシェルジュリーダー」を新たに指定し、利用者により詳しい公園情報を提供する体制を整えます。

コンシェルジュリーダーは、園内の巡回時に利用者から声をかけていただくための目印として、専用のバッジを着用します。また、このことをホームページやポスターで利用者へ周知します。

■接遇研修、OJT等によるスキル向上

接遇研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規採用職員を対象とした接遇研修の開催 ・ 園長をリーダーとして、「接遇マニュアル」を用いた公園ごとの接遇および苦情対応研修（年1回） ・ 「公園モニター」結果に応じた接遇研修
OJT	<ul style="list-style-type: none"> ・ 朝礼や定例の全体会議等において、「接遇マニュアル」のチェックシートを配布して、各自の対応を定期的にチェック ・ 利用者への積極的な挨拶を励行するため、朝礼での挨拶唱和の実施

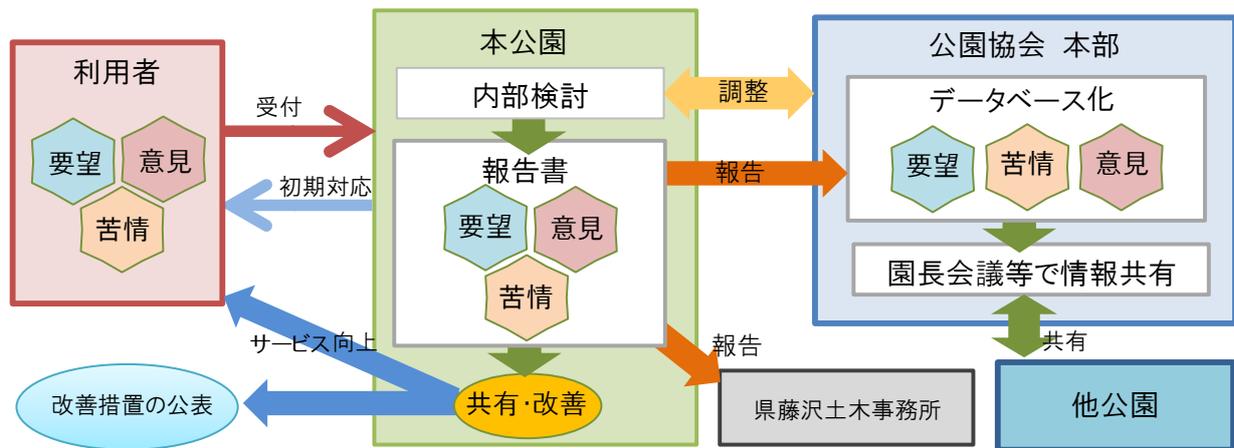
(2) 苦情処理の対応及びその研修等

公園は不特定多数の方が利用する場所であり、様々な利用者から多種多様な内容の苦情が寄せられます。

このような苦情に対しては誠意をもって迅速に対処するとともに、あわせてその原因を究明し、改善策を講じて管理運営にフィードバックします。

また、当協会が管理運営する他の施設からの苦情・要望情報をデータベース化し、相互に共有します。

■基本的な苦情処理の流れ



■適切な苦情対応を行うための研修

「接遇マニュアル」に最新の苦情対応事例を盛り込み、職員誰もが閲覧できる場所に設置し活用します。また、マニュアルは苦情対応の事例を多く記載する等実態に即した対応ができるよう工夫します。

さらに、定期的な接遇研修では特に苦情対応方法も加えて実施するとともに、日々の朝礼やOJTを通じて実践的な接遇教育を行い、スキルの向上を図ります。

(3) 利用者への公園の利用指導及びその研修等

■公平・公正なルールの策定と周知徹底

様々な利用者に納得していただけるよう、公平・公正な利用ルールを策定し、丁寧に利用指導を行います。また、利用ルールは利用動向や利用ニーズの変化に応じて適宜見直します。

さらに、利用ルールについては園内の各所にイラスト等を用いながらわかりやすく表示します。

■適切な利用指導を行うための研修

○新規採用者に対する都市公園法、条例等の関係法令についての研修

○職員会議等（全体会議や朝礼等）での情報共有

職員の利用指導にブレがないよう、園内の職員会議等にて情報を共有します。

○○J T（職務を通じて先輩から後輩への指導）

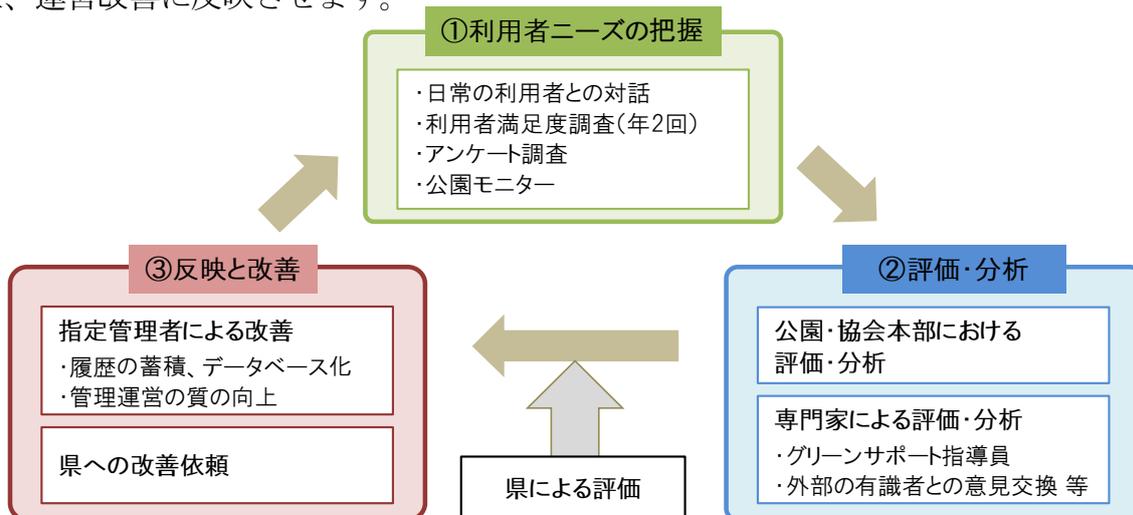
○他団体との交流による最新事例の情報収集と職員への共有

各種フォーラムや関係団体との勉強会（公園管理運営フォーラム等）において最新の事例について情報交換を行い、その内容を職員で共有します。

（４）サービス向上のために行う利用者のニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み

■利用者ニーズの把握と反映の仕組み

本公園では、下記のような仕組みによって利用者ニーズを的確に把握し、評価・分析の上、運営改善に反映させます。



■利用者からの視点に立った継続的な改善の取組み

従来からの利用者満足度調査に加え、接遇やサービス面により重点をおいた「公園モニター」制度を創設し、利用者の視点からの具体的な調査を実施します。

また、これらの調査結果を今後の管理運営に反映していきます。

利用者満足度調査等	<ul style="list-style-type: none"> ・県との基本協定に基づく利用者満足度調査を実施 【簡易（随時）アンケート+詳細アンケート】 ・イベントの実施効果等についての自主的にアンケート調査を実施（随時）
公園モニター制度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の方をはじめとした第三者をモニターとして公募 ・モニターが、チェック表に基づき、職員の接遇やトイレの清潔さ等をチェック ・その結果に基づいて、改善点が必要な場合には本部による指導や研修等を行い、継続的な改善と向上を図る。

(5) 水防時の活動及び利用についての公園利用者への説明及び広報

洪水時における遊水地機能確保のための活動や施設の利用制限等について、利用者や流域住民に理解と協力をいただくため、平常時から利用者への周知を図ります。また、利用団体や地元団体等との連携により、本公園が有する遊水地機能や水害対策について、普及啓発を行います。

■ 平常時に実施する説明及び広報

○ 園内看板の活用

駐車場の閉鎖時間や荒天時の公園利用制限等を、園内看板により周知します。

○ 境川遊水地情報センター内「河川情報スペース」の活用

河川管理者と連携し、境川遊水地に関するビデオ上映、遊水地の機能や県内の河川情報や治水の展示パネル、境川遊水地周辺で見られる生き物の情報展示等により、利用者の本公園への理解を深めます。

○ ホームページの活用

遊水地の役割や利用制限等について紹介するとともに、越流時の状況を公園ホームページならびに動画サイトなどで随時配信します。

○ スポーツ施設予約受付時の説明

県藤沢土木事務所作成の「有料施設利用案内」を活用し、災害、天候、越流等の理由により、施設が利用中止になる場合があることを事前に利用者へ説明します。

○ 各種イベント開催時の説明

自然観察会などの各種イベントを開催する際に、本公園の整備理由や本公園が持つ遊水地機能について、参加者へ説明します。

○ 河川管理施設（水防用監視施設など）の見学会の実施

河川管理者である県藤沢土木事務所との協働による遊水地見学会を開催します。

本公園の遊水地機能や越流時の状況、また生態系について解説するとともに、監視室等の遊水地施設の見学を行います。

■ 公園利用団体や地元団体等との連携による遊水地機能や流域水害対策の普及啓発

○ 少年野球団体や地域スポーツ団体等を対象とする河川学習会の開催

施設の利用制限を理解いただくため、スポーツ施設の利用を目的に訪れる方々を対象とした河川学習会を開催します。

○ 自然環境イベントと連携した河川学習の実施

生き物観察会等のイベントを開催する際は、本公園の遊水地としての役割や、川を安全に利用するための注意事項などをあわせて普及啓発します。

○ 全国の遊水地施設等とのネットワーク構築

全国にある遊水地施設や河川関連施設と連携し、お互いの施設の情報交換・発信を行います。具体的には、他の遊水地施設や河川関連施設について、URL を本公園ホームページへ掲載したり、パンフレットを情報センター内に配架するなどして、情報発信を行い、遊水地機能の紹介に努めます。

提案書 8 「通常の指定管理業務を行う中での事故防止等の取組内容」

(1) 通常の指定管理業務を行う中での事故防止等の取組内容

私たちは、これまで 40 年にわたる公園の管理経験を活かし、事件・事故の未然防止に取り組んでいきます。

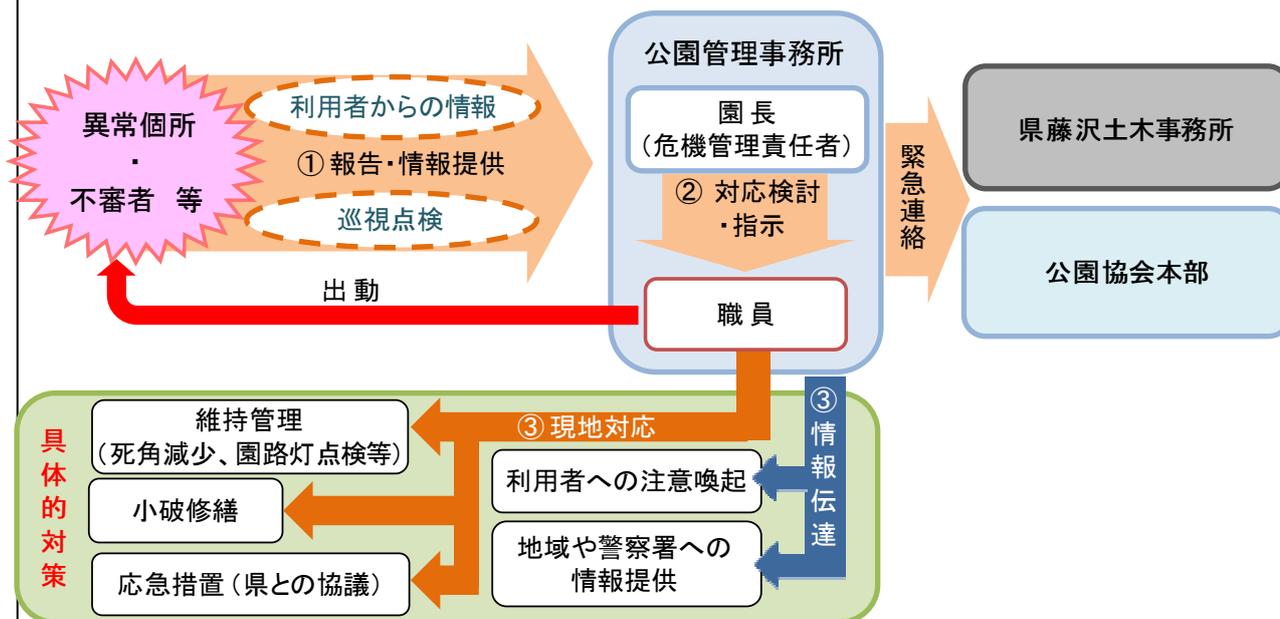
本公園は、遊水地空間を活用したスポーツ施設が整備され、子どもも含めた幅広い利用者が訪れる公園です。事件、事故を未然に防止するため、日常の巡視、点検を重視しています。巡視、点検にあたっては、公園区域が南北に長いこと、新たに今田遊水地の開園も予定されていることから、特に注意の必要な箇所重点を置き、確実な事故防止体制をつくっていきます。

あわせて、様々な研修によって職員の事故防止と安全意識の向上を図ります。

■防犯対策等安全確保の実施体制

○日常的な事故・犯罪防止の体制

園長を危機管理責任者と定め、下記のような体制により異常箇所や不審者等を早期発見し、職員による現地対応、利用者や関係機関への情報伝達を迅速に行います。



○夜間・年末年始等の体制

夜間および年末年始など勤務時間外は、河川管理者が行う夜間の機械警備に加え、年末年始は私たちが警備業者に委託発注し日中の園内の巡回警備と設置施設等の開錠、施錠を実施します。また、必要に応じて園長や県藤沢土木事務所などへ緊急連絡します。

■事件、事故を未然に防ぐための対策（防犯対策等）

日常巡視	毎日3回、職員により園内のパトロールコースを巡視し、有料施設などの施設の状態を目視で確認
施設点検パトロール	通常のパトロールとは異なる視点によるチェック。当協会全体で本部職員や他の公園職員による点検を年1回実施
防犯上の死角の減少	日常パトロールや園内利用者、防犯カメラからの情報により、園内の樹林地や生垣の見通し確保、園路灯の点灯チェック、トイレ周辺等の死角の減少を図る
不法投棄、破損行為等の早期発見・早期処理	ゴミや不法投棄、放置自転車やバイク、落書き、破壊行為を早期発見・早期処理し、犯罪をよびこまない雰囲気づくり
地域住民や関係機関との情報共有	地域住民や警察署や消防署との連携により、地域や近隣自治会との防犯情報の共有に努める
利用指導による防犯	園内における花火、若者の”たむろ”、未成年者による飲酒行為、バイクの乗り入れ等に対し、警察署や学校等とも連携して利用指導を行う
緊急車両の進入路の確保	事件事故の発生時に備え、警察、消防車両が園内に進入できる範囲を把握し、日頃から障害物や支障枝等を取り除き進入路を確保する

■施設の安全対策

スポーツ施設や駐車場など、施設特性や利用動向を踏まえた適切な安全対策を講じます。

○各スポーツ施設（広場ゾーン）における安全対策

- ・毎日、スタッフ巡回時に目視によるフェンス等の安全点検を実施します。
- ・冠水や大雨によりグラウンドにへこみ等が生じた場合は、転圧、整地を実施します。

○駐車場における安全対策

- ・注意報・警報発表時の誘導措置やレッカー移動について看板で周知します。
- ・誘導表示の日常点検（破損、汚れ等）を行います。
- ・園内での徐行を利用者へ徹底します。
- ・少年野球場の早朝利用時には、公園外周道路に開園待ちの車が渋滞しないよう、混雑状況を確認し、職員が早期開園を実施します。
- ・大会により混雑が予測される場合は、大会主催者に車の乗り合いでの来園の協力をお願いします。
- ・夏季期間中には噴水広場の利用者が増加するため、駐車場に噴水広場利用者用のスペースを確保します。

施設毎の安全確保のポイント	
噴水広場・足洗い場	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日、開園時の安全点検とゴミの除去 ・週に1回の底石のコケや水垢の洗浄定期清掃（夏季は週2回）
せせらぎ水路・沈砂地	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日、開園時の安全点検とゴミの除去 ・月に1回の定期清掃（ゴミや泥、枯れた植物の除去）
ビオトープ (自然創出ゾーン)	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち入り禁止の周知、水辺や越流堤への侵入の防止（パトロール、園内監視カメラ等） ・調査団体へのヘルメット装着義務付け（利用者との差別化） ・調査団体の立ち入りを調査内容とともに周知
園路・階段・橋梁	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日、安全点検を実施 ・路面の冠水等の異常を早期発見し、清掃や立入禁止等の適切な措置を実施 ・階段の周知、スロープへの案内誘導
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・利用時間の周知 ・安全等を確認の上での門扉の施錠

○保険への加入

事業や施設利用の際、万一、当協会の過失によって利用者に損害を与えた場合に備え、施設賠償責任保険へ加入します。

また、施設賠償責任保険でカバーできないケースに備えて、当協会直営で製造、販売した食品に起因した食中毒に対応する生産物賠償責任保険及び、当協会主催のイベントでの事故に対応する傷害保険（イベント保険）に加入します。

■火災への対策

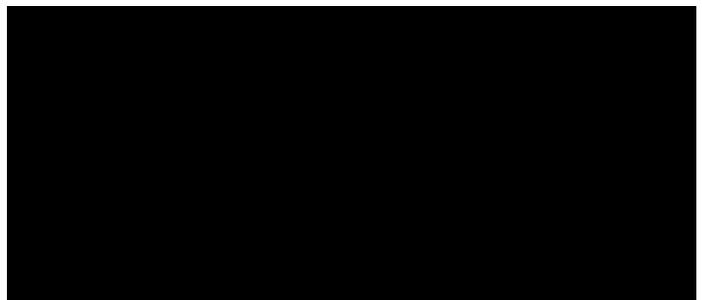
河川施設の情報センターでは泉消防署の指導を受けるほか、消防署と連携して消防訓練を河川管理者と協働して実施するとともに、公園施設の火災への対策を継続します。

■維持管理業務における日常の作業の安全対策

利用者に対する安全確保		<ul style="list-style-type: none"> ・園内作業車走行時のハザードランプの点滅、速度順守 ・作業時における注意看板、立入防止柵などの設置 ・小石や障害物の飛散防止機能がついた刈払機の使用
作業員の安全確保	作業スタッフ	<ul style="list-style-type: none"> ・毎朝のスタッフミーティングにおける作業内容と安全の確認 ・高度な技術、資格等を要する作業については、専門業者に委託
	委託業者	<ul style="list-style-type: none"> ・労働関係法規遵守の指導（日々の作業状態のチェック）
	ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・安全対策は責務として位置づけ（当協会で定める [redacted] への明記） ・作業中の行動内容を把握し、連絡体制を明確化 ・ボランティア保険加入を促進

■安全管理のマニュアル等の整備

当協会全体または本公園職員全員が安全管理の意識を共有し、一貫した対応とチェック体制をつくるため、右のような各種マニュアル等を整備しています。これらは必要に応じて内容を見直し、更に改善していきます。



■安全対策研修の実施

労働安全衛生や作業用機械の操作、薬剤の散布などに関して、下記のような職員研修の実施やOJT、外部講習への参加により、安全意識の向上を図ります。

○新規採用者に対する安全衛生教育を実施

- ・労働安全衛生規則第35条に基づく安全衛生教育を実施

○○OJT等による日常的な研修

- ・危険予知訓練（KYT）を定期的に管理事務所内スタッフで実施

○必要に応じた外部研修の受講

- ・農薬の安全講習会（外部講習 県実施の「防除関係者講習会」）を受講
- ・資格、特別教育等が必要な作業（刈払機、振動工具、チェーンソー、丸のこ等）については、その作業をする職員全員が専門機関の講習受講

○大雨・洪水時活動マニュアルを活用した独自研修

- ・大雨・洪水注意報（警報）発表時の初期作業の確認
- ・遊水地機能に関する施設の位置把握（水門、越流堤、各種操作機器）等

提案書9 「事故、異常気象等(水防を含む。)の緊急事態が発生した場合の対応方針」等

(1) 事故、異常気象等(水防を含む。)の緊急事態が発生した場合の対応方針

事故の発生時には、事件・事故対応マニュアルに基づき利用者の安全確保を最優先に迅速な対応が必要です。

また、私たちは独自に「県立都市公園等における災害活動対策指針」を策定し、様々な災害に的確に対応する体制を整えています。災害発生時には、協会本部や警察・病院等の関係機関とも連携しながら被害の拡大や二次災害の発生を極力抑止し、事態収拾後には再発防止を図ります。

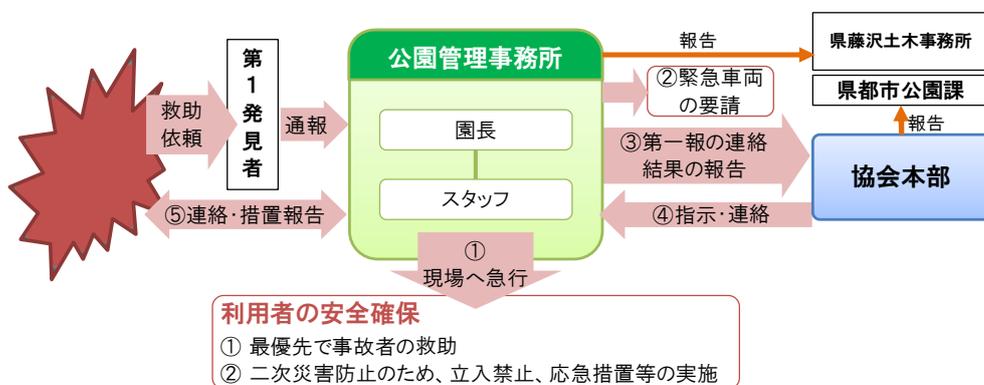
特に、本公園は遊水地機能を有する公園であるため、大雨・洪水注意報、警報が発表された場合は、これまでの管理運営の経験をもとに、独自に作成した「大雨・洪水時活動マニュアル」に沿って迅速に水防活動へと移行します。水防情報の収集や藤沢土木事務所との連絡、利用者や地域住民の安全確保、公園施設の保全作業をいつでも着実に実行します。

また、少年野球場をはじめとする様々な施設に多数の利用者がいるため、事故、気象災害が発生した場合や発生が予測される場合には、必要に応じて避難を呼びかけたり、利用制限などの措置をとって被害を未然に防ぎます。

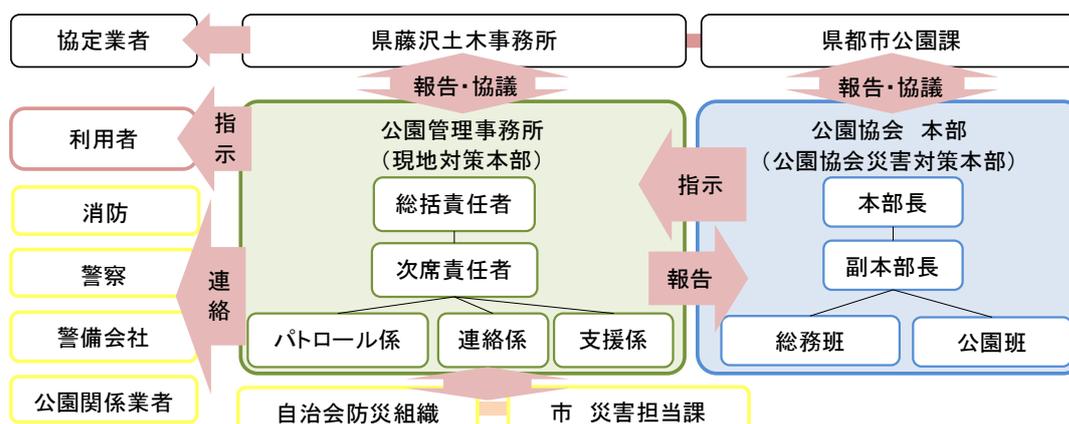
■事故や災害発生時等の緊急時の体制及び初期対応

事故や災害等が発生した場合、園長（不在時は参集したスタッフの中の上位者）を現地の総括責任者とし、あらかじめ定められた役割や手順に従って速やかに対応します。

○事故発生時の基本的な対応の流れ



○災害発生時の組織体制・連絡フロー



○職員の役割分担

役割分担	役職	緊急事態発生時の初期対応
総括責任者	園長（不在時は、副園長）	情報収集、伝達、連絡体制等の総括し、県藤沢土木事務所や本部へ状況を報告する
次席責任者	副園長（不在時は、総括管理主任等）	現場状況を把握し、随時、管理事務所に報告し、現場の指揮にあたる
パトロール係	総括管理主任、 公園管理主任、 パート職員	園内等のパトロールを実施し、被害状況を確認。必要に応じ被害箇所への応急措置を実施する
連絡係		通信手段等を確保し、災害情報収集や利用者に対する園内放送を実施する
支援係		避難した方への応急手当や市や県への支援活動を実施する

○夜間および年末年始の対応

夜間閉園する公園であるため、閉園前に園内を巡回し、安全を確認した上で公園の門扉の施錠を徹底します。緊急事態が発生した場合には予め整備した緊急連絡網により、園長または副園長等が連絡を受け出勤します。休園日となる年末年始には、委託警備の巡回員が午前と午後の2回、2名で園内巡視にあたり、年末年始当番表により公園職員が現場へ急行できる体制を取るとともに、本部職員も当番表に従い緊急時に備えます。

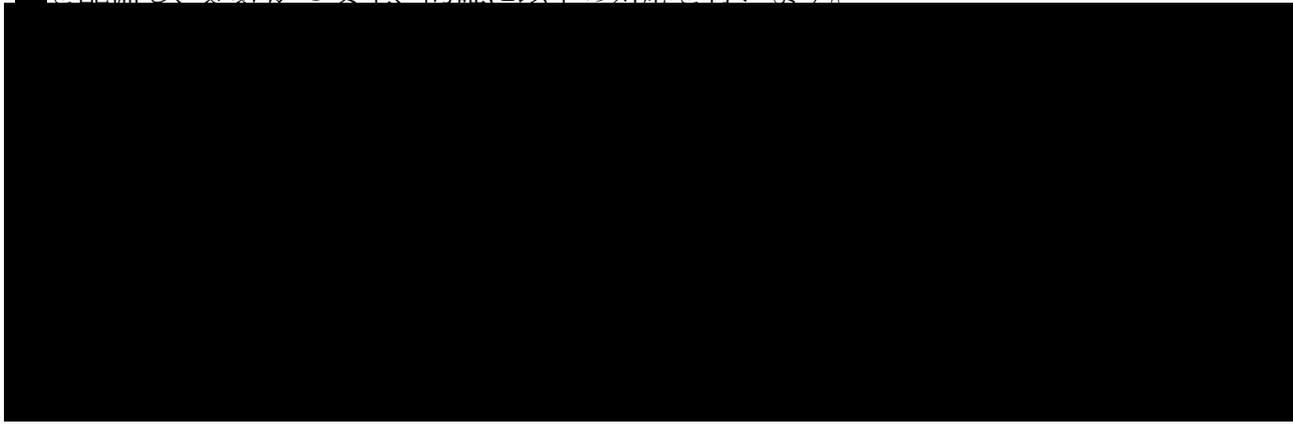
■避難誘導、公園の利用制限等を考慮した連絡方法及び対応

避難誘導が必要な場合には、総括責任者の指揮監督のもと避難誘導にあたります。作業車で園内を巡回し、被害者の有無や被害状況の確認を行うと同時に避難を呼び掛けるほか、園内放送でも繰り返しアナウンスを行います。

被害が拡大する恐れのある箇所については、立て札や立入禁止のロープを設置するなどにより利用制限を行い、二次災害を防ぐための対応を行います。有料施設等の利用中止を決定した場合、予約者に電話で連絡します。また、臨時休園する場合には、ホームページ等に情報を掲載し、広く周知を図ります。

■大雨・洪水注意報、警報発表時の対応

大雨・洪水注意報もしくは警報が発表された場合には、
 ■■■■■に沿って、県藤沢土木事務所との円滑な連携のもとに、
 ■■■■■を配備し、迅速かつ安全、的確に以下の対応を行います。



■その他気象警報等の発表時の対応

その他の気象警報が発表された場合、園長が総括責任者として職員に参集を呼びかけ、対応にあたります。

利用者に対して園内放送などで警報が発表されたことを繰り返し周知するとともに、有料施設については速やかに利用を中止し、避難するよう促します。

○暴風警報が発表された場合

危険が差し迫っている場合を除き、職員がパトロールを実施して園内の安全確認を行い、必要に応じてセーフティーコーンやバーなどで立入禁止の措置をとります。

○雷注意報が発表された場合

雷注意報の発表を速やかに利用者に知らせ、注意喚起を行います。

雷鳴が聞こえてきたら、少年野球場、テニスコートなどの屋外有料施設の利用中止を呼びかけ、建物内など安全な場所への一時避難を促します。

○大雨注意報、大雪注意報、その他の異常気象等への対応

大雨、大雪、竜巻注意情報が発表された時、県から光化学オキシダント緊急時措置情報が発表された時などは、園内放送等により利用者に注意喚起を行い、状況に応じて有料施設の利用中止等、適切な対応を行います。

① 8時30分から17時15分に警報が発表された場合（年末年始を除く）

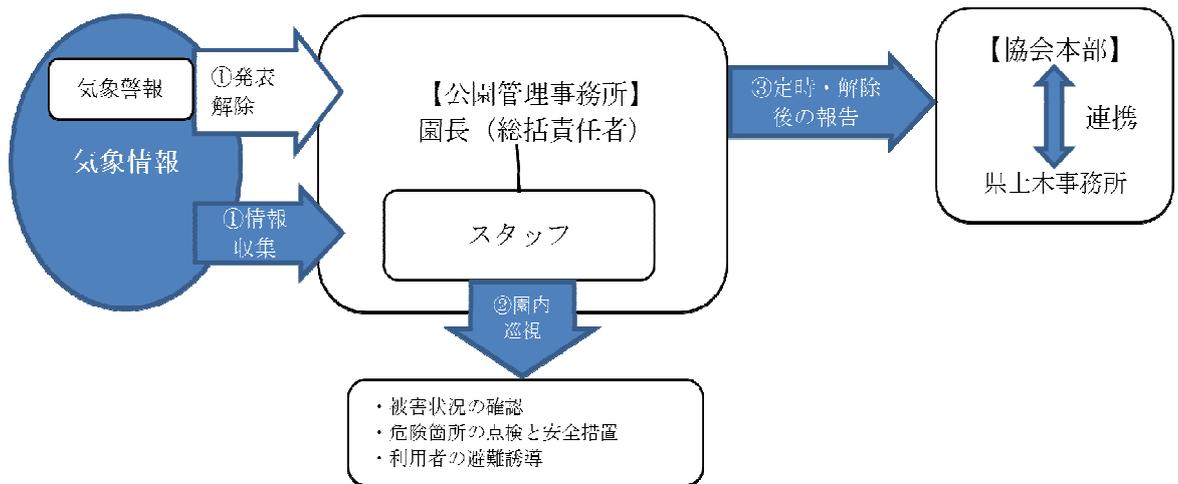
A) パソコンや携帯電話からの24時間気象サービスメール、防災情報メール、インターネット気象情報の収集

↓

リアルタイムに気象情報を収集し、気象庁より警報が発表された場合や警報発表に至る恐れがある場合は、災害対策活動指針に基づいた警戒配備体制で警戒に当たります。

B) 安全に園内をパトロールできる場合、園内をパトロールし、被害状況の確認、危険箇所の重点点検と安全措施の実施、利用者の帰宅要請、避難誘導

◆気象情報



重点 点 検 箇 所	暴風時	工作物、看板、樹木の枝折れ等
	大雪時	スリップや転倒事故の危険が高い階段や坂路、樹木の枝折れの有無
	落雷時	電気設備、放送設備等

C) 公園管理事務所、協会本部に連絡指示体制を確保し、県藤沢土木事務所及び公園協会本部への被害状況を報告

D) 台風時には、必要に応じて時間外待機を実施

② 時間外及び年末年始に発表された場合

A) 安全に園内をパトロールできる場合、8時30分までにスタッフが園内をパトロールし、被害状況の確認と安全措施を実施し、速やかに県藤沢土木事務所と公園協会本部へ報告。なお、被害がない場合は警報発表後の開庁日8時30分までに県藤沢土木事務所と公園協会本部に報告。

B) 8時30分時点で安全にパトロールできない場合、その旨を県藤沢土木事務所と公園協会本部に報告

C) 土日祝日及び年末年始の場合は、「県藤沢土木事務所」を「県藤沢土木事務所担当者の携帯電話等」とする

(2) 急病人等が生じた場合の対応

園内で急病人やけが人が生じた場合には、「事件・事故対応マニュアル」に従い迅速に対応します。職員が病人の状況を把握した上で、病院や消防に連絡するほか、必要に応じて心肺蘇生やAEDの利用などの応急措置を施します。

本公園はスポーツ施設が多く、病人・けが人の発生する危険度が高いため、全職員が冷静に急病人に対応できるよう、定期的な教育・訓練を行って技術習得とスキルアップを図っています。

■急病人が生じた場合の具体的対応

急病人・けが人が発生した場合、以下の手順に従って的確な処置を行います。

I 状況確認	・職員が現場に急行し、急病人の状況を確認します
II 応急手当	・呼吸、意識の確認 ⇒呼吸、意識がない場合、心肺蘇生の実施やAEDの活用 ・熱中症の場合 パークセンター内の涼しい部屋へ搬送、熱中症対策キットや夏期に常備する保冷剤、氷等で冷やすなど
III 救急車の要請	・必要に応じて救急車を要請し、進入路を確保します
IV 報告	・事態収拾後には、県藤沢土木事務所、協会本部へ対応結果を報告します

■急病人発生に備えた対策

○AED、救急箱等の設置

公園管理事務所にAEDを1台設置しています。

また、テニスコートや少年野球場などではAED・救急箱を設置した最寄り施設を掲示しています。

■救命に関する職員研修など

応急手当に関する知識や技術を学び、身に付けておくために、定期的に救命に関わる講習会等を受講します。

○上級救命講習の受講

公園管理主任以上の職員は、3年に1回、応急手当、けがの対処、心肺蘇生法、AED取扱いなどについて学ぶ上級救命講習を受講し、資格を取得しています。

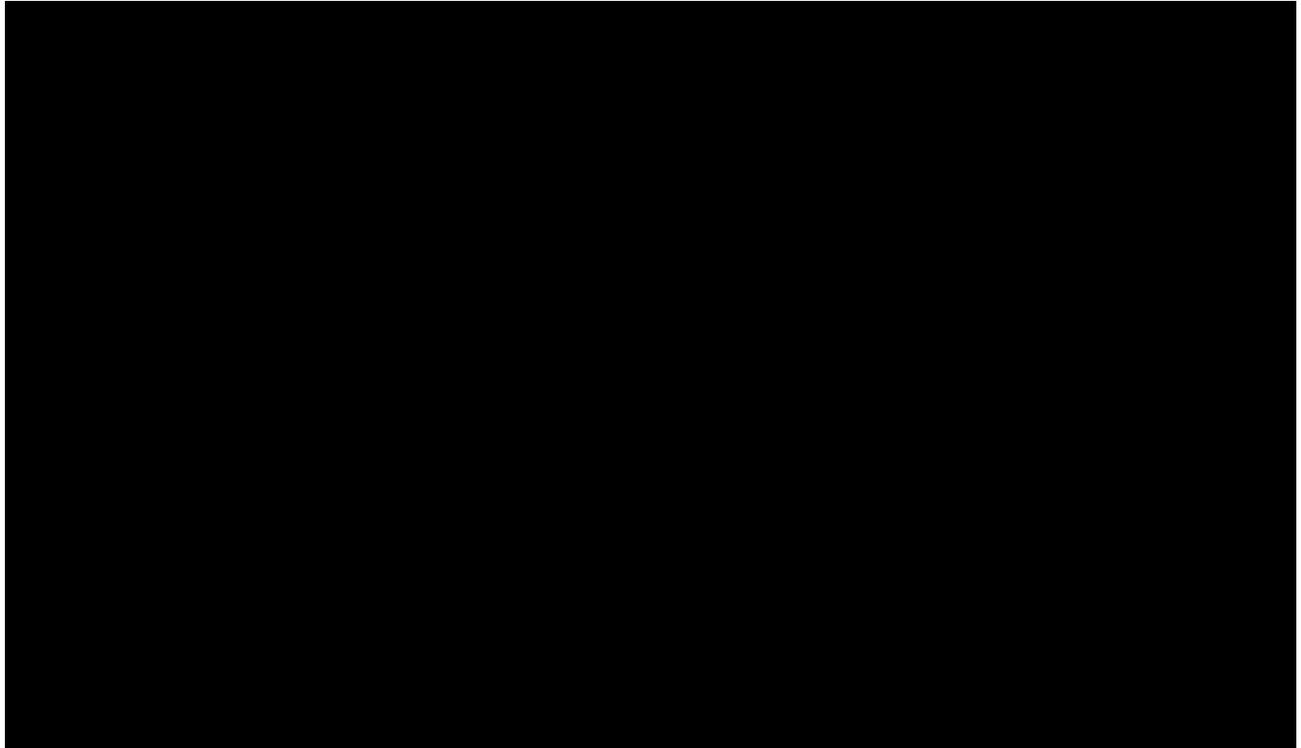
これにより、当協会では管理する全施設に上級救命講習受講者を配置しています。

○防災訓練等におけるAED取り扱い訓練の実施

毎年、実施する防災訓練の中で、避難訓練、消火訓練、AED取扱い訓練等を行い、パート職員含めた全職員がAEDを操作できるようにしています。

(3) 水防時の避難誘導や公園の利用制限

利用者の安全確保のため、大雨・洪水注意報もしくは警報の発表等の状況に応じて、大雨・洪水時の避難誘導及び公園の利用制限を以下の方針で実施します。



◆◇ 平常時と冠水時との比較 ◇◇

平常時



冠水時



越流時



少年野球場

テニスコート

境川～下飯田ビオトープ

提案書 10 「当該公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応、大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方」

(1) 当該公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応

私たちは既に「県立都市公園等における災害対策活動指針」を整備し、災害発生時の各公園と協会本部の対応、及び連絡体制を明確にしています。

今後は、震災時の対応として、①利用者をいかに安全に避難誘導するか、②発生時の県や市への協力体制の発揮を重点に、県が作成した「震災時対応の考え方」、及び上記指針に則り、地震の発生時間、震度に応じた下記の具体的対応を図ります。

■大規模地震発生時の参集体制と配備体制

■ 8時30分から17時15分に震度4の地震が発生した場合（年末年始を除く）

来園者への注意喚起等を実施するとともに、園内パトロールによる被害状況の確認と安全措置等を実施し、被害の有無にかかわらずパトロール開始時刻と被害状況を県藤沢土木事務所（土日祝日の場合は担当者携帯電話）と公園協会本部へ報告します。

■ 時間外及び年末年始に震度4の地震が発生した場合

地震後、園内をパトロールし、被害状況の確認と安全措置を実施して、8時30分までに被害の有無にかかわらず被害状況を県藤沢土木事務所担当者携帯電話と公園協会本部へ報告します。

■ 横浜市内または藤沢市内で震度5弱以上もしくは県内で震度5強以上、大規模災害発生の場合

【勤務時間内発生時の対応】

原則、当日勤務している全職員が以下の「配備体制」に基づき対応します。

【勤務時間外の参集体制】

公園管理主任以上の職員があらかじめ決められた自宅の最寄り公園に参集

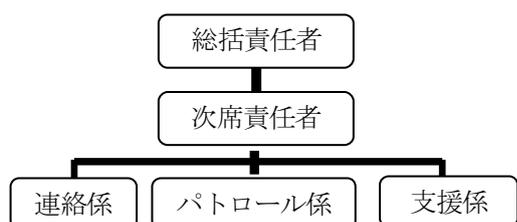
- ・公園管理主任以上の職員は年1回以上、最寄り公園等の緊急参集訓練に参加し、参集先公園の鍵の位置や放送設備の使用方法について習得します。
- ・職員は参集方法や参集公園が記された「防災カード」を携帯し、緊急時に落ち着いて適切な行動がとれるようにします。
- ・職員は参集し次第、役割分担に従い初動体制を県藤沢土木事務所と協会本部に報告します。
- ・震災発生後、「2時間以内」に第一次応急体制として総括責任者、次席責任者、パトロール係、支援係、連絡係の計5名以上名以上が配備につきます。なお、県内震度6弱以上の場合、第2次体制として7名以上が配備につきます。

【配備体制】

本公園に現地対策本部を設置、公園協会本部には災害対策本部を設置

震災時の人員配置体制

- ・総括責任者として園長が対応にあたりますが、園長が参集するまでの間は次席責任者が総括責任者を担当します。
- ・勤務時間外発生の場合、通常勤務開始時間を以て、時間外参集要員から本公園所属職員へ速やかに業務を引き継ぎます。



係名	主な業務
連絡係	情報の収集と報告
パトロール係	園内巡視、被害報告、利用者誘導、応急対策実施など
支援係	園内施設の点検、救援活動、物資の管理など

【情報の収集と提供】

- テレビ、インターネット、ラジオ等から広域及び周辺の被害状況、津波発生の有無等、継続的に情報収集し、園内放送や掲示により利用者への情報提供を行います。
- 公園内の被災箇所の情報を収集します。

【避難誘導準備】

- 勤務時間中の場合、駐車場、各スポーツ施設等の利用を即中止、閉鎖して、非常用出口の解放や緊急避難を開始する旨の園内・館内放送を行います。

■警戒宣言発令時（東海地震予知情報）

東海地震に関わる「警戒宣言」が発令された場合には、上記の震度5弱以上の地震発生時における初動体制と同様の配備体制を確立します。

○警戒宣言発令時の対応

- ・テレビ、ラジオ、インターネット等から情報を随時、正確に入手し、利用者へ冷静な対応を促します。
- ・消防用設備等の点検、作動確認や非常用備品の確認を行います。
- ・鉄道の運行休止や幹線道路の通行止め等により帰宅が困難な利用者に対しては、周辺の広域避難場所である旧深谷通信所や、地域防災拠点である中和田南小学校へ利用者を誘導します。

（2）大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方

都市公園として防災機能を適切に発揮させ「地域の災害への備えの強化」に貢献することは、公益財団法人である当協会の使命の1つであると考えます。本公園は、境川の水辺空間と河岸段丘沿いに立地する遊水地であるため、大規模災害発生時の避難場所には適しませんが、東日本大震災発生時に他の県立都市公園が地域住民の避難場所となった教訓を活かし、公園の防災機能強化を図り、利用者や一時避難してきた地域住民を安全に避難させるための体制づくりを進めます。

■災害に備えた事前対策

普段から必要な機器設備の点検と適切な維持管理を行うとともに、常に最新の地震情報を利用者に提供できるよう必要な情報の収集に努めます。

○災害情報の受発信

ラジオやテレビ、携帯電話への災害情報配信メール、SNS等を活用し、起こりうる災害の情報収集を絶えず行います。

また、災害に関わる事前の情報（気象警報、地震・津波関連情報、緊急地震速報等）に素早く対応するため、園内放送で情報を利用者に提供します。

○災害対策マップの活用と更新

園内の防災設備の位置、避難場所までの経路等を明示した災害対策マップを作成し、緊急時に利用者が迷うことなく安全な場所まで避難できるよう、掲示板などに明示します。

また、公園周辺も含め、公園改修工事の結果や周囲の状況変化に応じて適宜改訂します。

○利用団体との協力

本施設では、年間を通じて各種スポーツ大会が数多く開催されます。その際は競技者だけでなく、大会関係者や観戦者など多数の利用者が来園することから、大会主催者に対し、あらかじめ緊急時を想定した避難誘導や安全対策について周知を図り、緊急時には協力して利用者の安全確保に努めるよう呼び掛けます。

■地域と連携した災害対策

災害時に限られた職員でも迅速かつ的確な対応がとれるよう、日常から利用者や横浜市（戸塚区、泉区）、藤沢市と協働で防災訓練を実施するなどして連携を深めます。

また、本公園から中和田南小学校等の地域防災拠点への誘導方法について、事前に横浜市と調整し災害に備えるとともに、災害による被害状況や避難経路について迅速に避難者へ提供する為にハンドマイク等を備えておきます。

■日常訓練の充実

緊急時に大勢の利用者を安全に避難誘導できるよう、日頃から定期的に訓練に参加したり、独自に訓練を実施します。

また、利用者や地域住民と一体となって防災をテーマとしたイベントを開催し、楽しく訓練できる機会を提供します。

○消防署と連携した日常訓練

泉消防署と合同で年1回防災訓練を実施しています。平成27年度は火災発生時を想定し、消火訓練や避難訓練、救急救命訓練などを行いました。

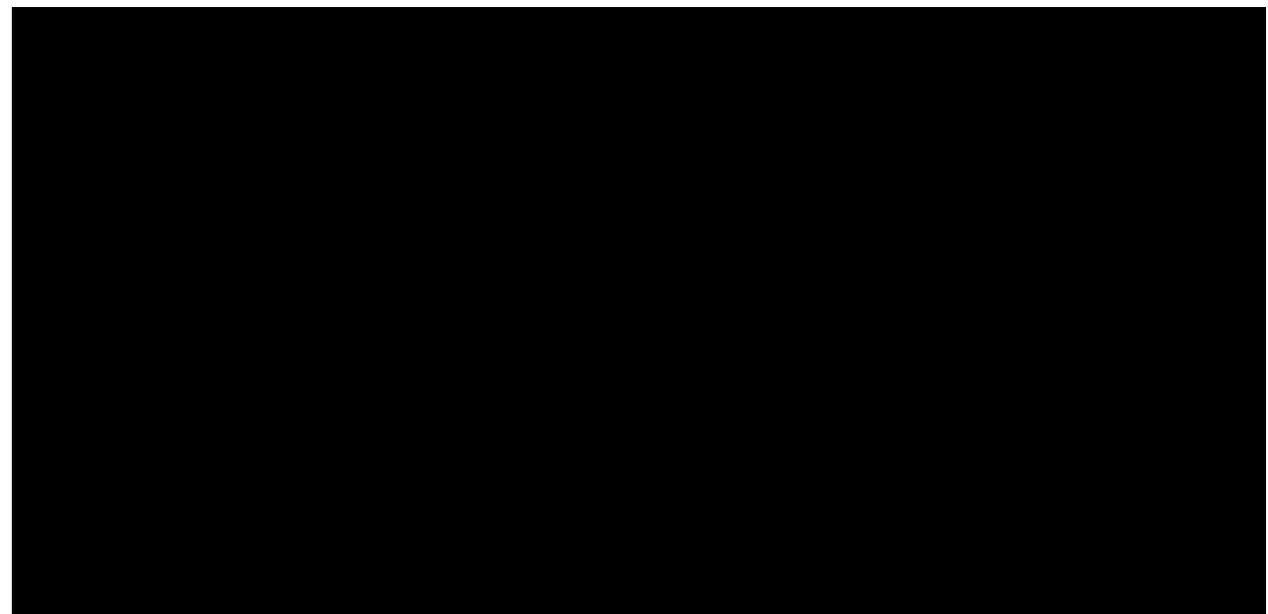
○境川の上流部を含む堰の起立、倒伏に関する連絡調整会議

当園に隣接して流れる境川に設置された、農業用取水堰の起立及び倒伏時の連絡体制は、公園と県藤沢土木事務所及び農業団体で年1回連絡調整会議を実施しており、災害発生時でも連絡体制を活用します。

■災害対応物品の独自の備蓄

備蓄に当たっては、自主財源を活用して独自に行います。

なお、備蓄品は、状況に応じてそれを必要とする他公園や避難場所に提供します。



○災害時用自動販売機の設置

災害時に無料で飲料が供給できる「災害支援型ベンダー」対応の自動販売機を設置し、緊急時には園長の指示により自動販売機内の飲料を確保できる体制を整えます。

■災害発生時の協力等について

県藤沢土木事務所や横浜市・藤沢市の防災担当部局と連携し、速やかな災害対策活動が行えるよう、必要な連絡調整を行います。また、「震災時対応の考え方」で示された避難施設等とも連絡調整を図り、連携した災害対応を行います。

○災害復旧への協力

事態終息後には、県と指定管理者の役割分担に基づき対応しますが、県による被害箇所の本格復旧の際にも必要な協力をします。また、災害復旧活動の拠点として県や市からの要請があった場合、テントやチェーンソー等の必要物資の提供や、救援活動への支援等も積極的に行います。

■職員への教育

大規模災害発生時でも迅速かつ冷静に対応できるように各種災害対策の教育を行います。また、公園毎にも、その特性や立地条件を考慮した職員教育を実施します。

○避難訓練・初動対応訓練

公園での避難経路の確認や職員の役割に応じた初動対応訓練を、年1回以上実施します。また、定期的に災害図上訓練も取り入れ、様々なタイプの災害に対応できる体制を構築します。

○参集訓練

勤務時間外に地震が発生したと想定して参集訓練を実施します。本公園職員以外の参集職員が放送設備の使用方法や扉の開錠方法等を学び、災害時に適切に対応できるよう訓練します。

○通信訓練・連絡体制確認

公園と本部相互の衛星電話等の通信確認や、衛星電話の操作方法、緊急連絡網の再確認や再構築を実施するとともに、災害時でも冷静に状況報告できるようにします。

提案書 11 「地域と連携した魅力ある施設づくり」

(1) 地域人材の活用、地域・関係機関との協力体制の構築

本公園は、地域の活動団体との連携によって、自然環境保全や園内プログラムの充実に取り組んできました。今後も、地域の団体や人材を積極的に公園に呼び込むことで施設への愛着や親近感を高め、生きがいつくりやコミュニティ形成の繋がりをさらに強めていきます。さらに本施設が行政機関や近隣自治会との間で日常的に連絡調整を図りながら、一体となった水害対策・防災への取組みを行います。

協働のテーマ	連携先
環境学習	藤沢市（ビオトープ管理者養成講座） →平成 26 年度で終了のため、今後は類似行事が行われる場合に連携
	西俣野土地改良区
地域の活動支援	富士見ヶ丘連合自治会
	県少年野球連盟学童部等、各種スポーツ団体
	地域の自転車愛好会
文化、継承	写真愛好グループ
	俳句グループ
	地域伝統文化保存会
	木工芸術グループ
防災、防犯	県藤沢土木事務所
	横浜市、藤沢市
	警察署 横浜市及び藤沢市消防署

○公園関係団体を通じた連携

公園関係団体で構成する首都圏みどりのネットワーク（首都圏公園緑地関係団体連絡協議会）や県・市公園緑地協会等連絡協議会の中で情報交換や他公園への視察を行い、引き続き管理運営に反映させていきます。

■周辺施設との交流・連携

テーマ	連携先
自然資源の保全 ・魅力発信	神奈川県生命の星・地球博物館
	藤沢市湘南台文化センター
	横浜市天王森泉公園
遊水地機能の情報発信	他の遊水地施設の河川管理者

（４）地域企業等への業務委託による迅速、かつ、きめ細かいサービスの提供に向けた取組内容

地域の企業等は、その地域に精通していることで、迅速かつきめ細かい対応が期待できます。

私たちは、業務委託を行う場合には、今後も地域企業等への発注を優先的に行っていきます。さらに、地域雇用の確保、社会的ニーズへの対応といった観点から、地元非営利団体とも継続的に業務委託することにより地域連携を図ります。

（５）企業のCSR活動（社会的責任、社会貢献）や学校等との連携

本公園は、近隣の学校の環境学習の場として活発に利用されています。私たちは社会貢献の一環として、そのような活動を引き続き受け入れていきます。

■地域企業の社会貢献活動の受け入れ

近年、企業のCSR活動が活発化する中、本公園でも清掃やビオトープの維持管理など、多様な活動を受け入れることができる資質を十分に有しています。そのため、ホームページ等を通じて、そのような活動に対する資材・機材の提供や技術指導など、CSR活動をサポートする体制が整っていることを周知し、積極的に働きかけていきます。

協働のテーマ	連携先
植物管理 (花壇管理)	県内を中心とする企業
イベントの実施	境川流域を中心とする県内企業

■学校等教育機関との連携

近隣の小中学校や高等学校をはじめとして、様々な校外活動のニーズに対応するとともに、園内および地域の生態系や川の自然の大切さを学ぶ場を提供します。

また、自然観察グループや大学が境川遊水地で行っている生物モニタリング等に引き続き協力し、生物データベースの蓄積や動植物の維持管理において情報共有を行います。



地元小学校による
貝化石掘り体験

○校外学習の受け入れ

(下記の実績を踏まえ同様の内容を継続)

テーマ	連携先
学習活動の支援	湘南台小学校 六会小学校
	近隣小中高等学校
	日本大学
学校行事の支援	中和田南小学校
ビオトープの 保全・再生	日本大学

○その他教育機関との連携

(下記の実績を踏まえ同様の内容を継続)

テーマ	連携先
学習活動の支援	藤沢市教育文化センター
	神奈川県総合教育センター
共催イベントの 実施	神奈川県立生命の星 ・地球博物館、杉並 区科学館、川崎市青 少年科学館等
	横浜薬科大学

提案書 12 「適切な積算、節減努力等」

(1) 積算（内訳）において特に留意した事項

指定管理料の積算にあたっては、サービス水準を確保することを基本とし、維持管理費と人件費の確保に留意しつつ、経費節減の工夫も行いました。

収支計画書の各項目別に内容を十分精査し、本公園の管理運営に必要な費用を算出しました。

収入計画は、過去4年の実績額を参考に、今後の工夫により更に集客を図ることで自動販売機利益の増加を見込んだ収入計画としました。

支出計画は、当協会の規程に基づく適正な人件費と積算資料等に基づく施工単価を用いて、必要な管理経費を計上しました。また、委託業務においては、低価格契約とならないよう配慮した価格で積算をしています。

(2) 経費節減

本公園の管理運営にあたっては、サービス水準をしっかりと確保しつつ、作業のやり方などを見直し、更に効率的な業務の実施を目指します。

■他公園との「備品・資材等の共用化」

県内で多数の施設を運営しており、各施設で様々な備品や資材を保有しています。イベント時に多数の備品等が必要になった場合に、スケールメリットを活かして相互利用する「備品・資材等の共用化」を積極的に進め、資材等の購入費用を節減します。

■費目ごとの経費節減策

費目ごとの具体的な経費節減策は以下の通りです。

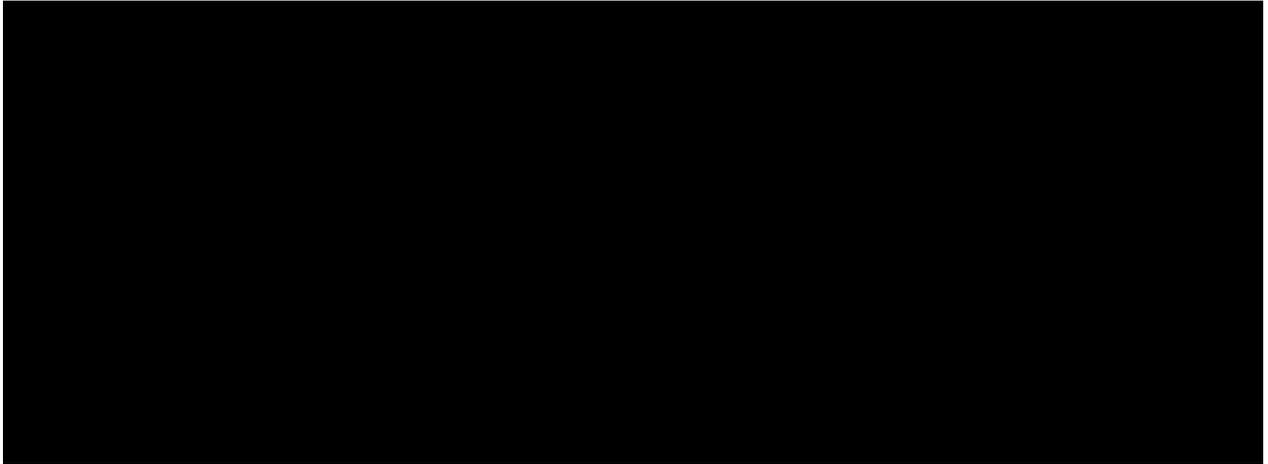
<p>事務費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主財源でLED照明を導入し使用電力量を節減 ・ 競争原理の導入（見積もり合わせ、入札等） ・ 受託者にも業務が計画的に見込めるメリットがある長期継続契約の導入 ・ 物品購入や機器リースにおける集約発注 ・ リース機器が継続使用が可能な場合の再リース
<p>植物管理費 施設管理費 清掃管理費 利用促進費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 落ち葉や剪定枝を腐葉土や工作の材料などに活用 ・ 芝生散水時に雨水を活用し水道使用量を削減
<p>人件費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 繁忙期、閑散期に応じた柔軟な人員配置の継続 ・ イベントの入場者を予測し、メリハリの利いた人員配置

<付属書類>収支計画書（別添）

(1) 効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況

本公園において、県、県藤沢土木事務所、公園協会本部としっかりとした連絡体制をつくり、効果的・効率的な管理運営を行います。

■現地責任者の役割及び経歴、主要職員の役割分担

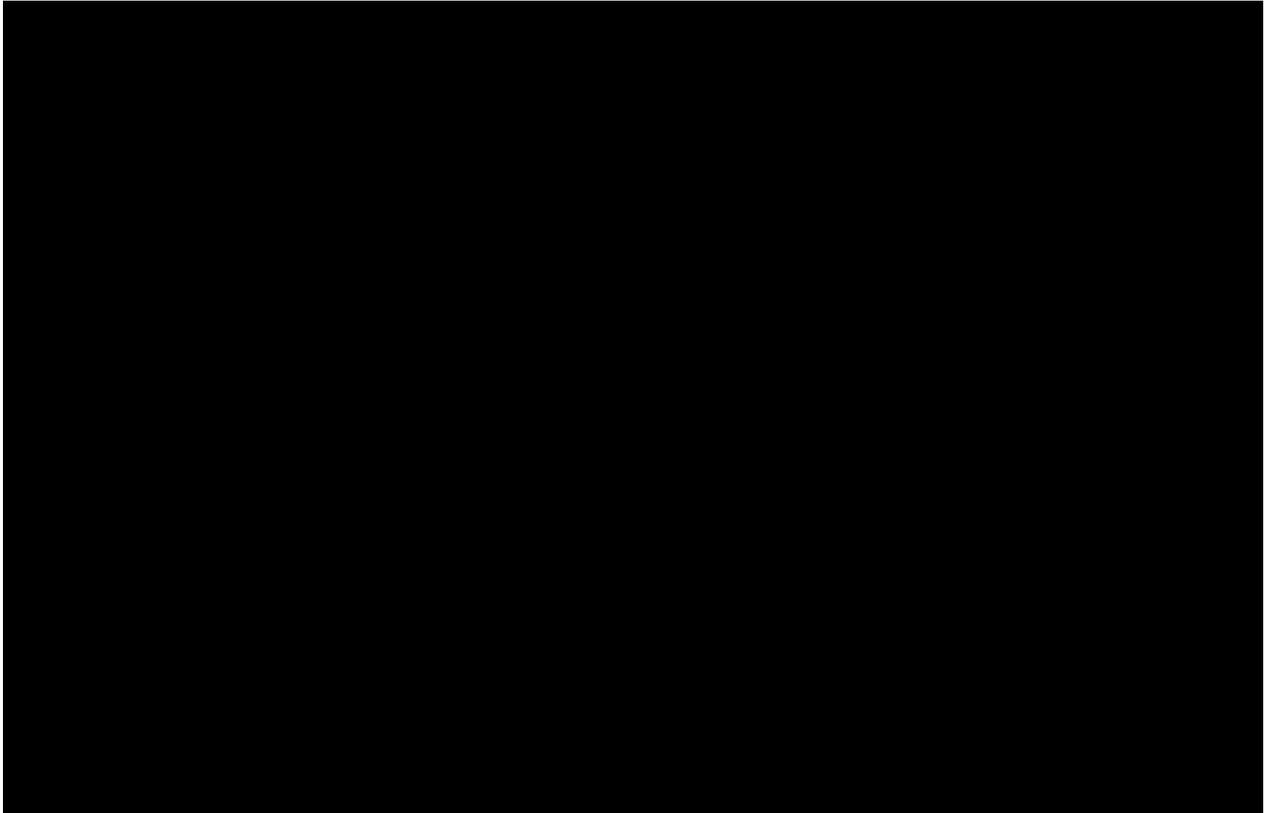


■公園管理運営士、上級救命救急講習修了者等公園の管理運営に係る有資格者の配置状況

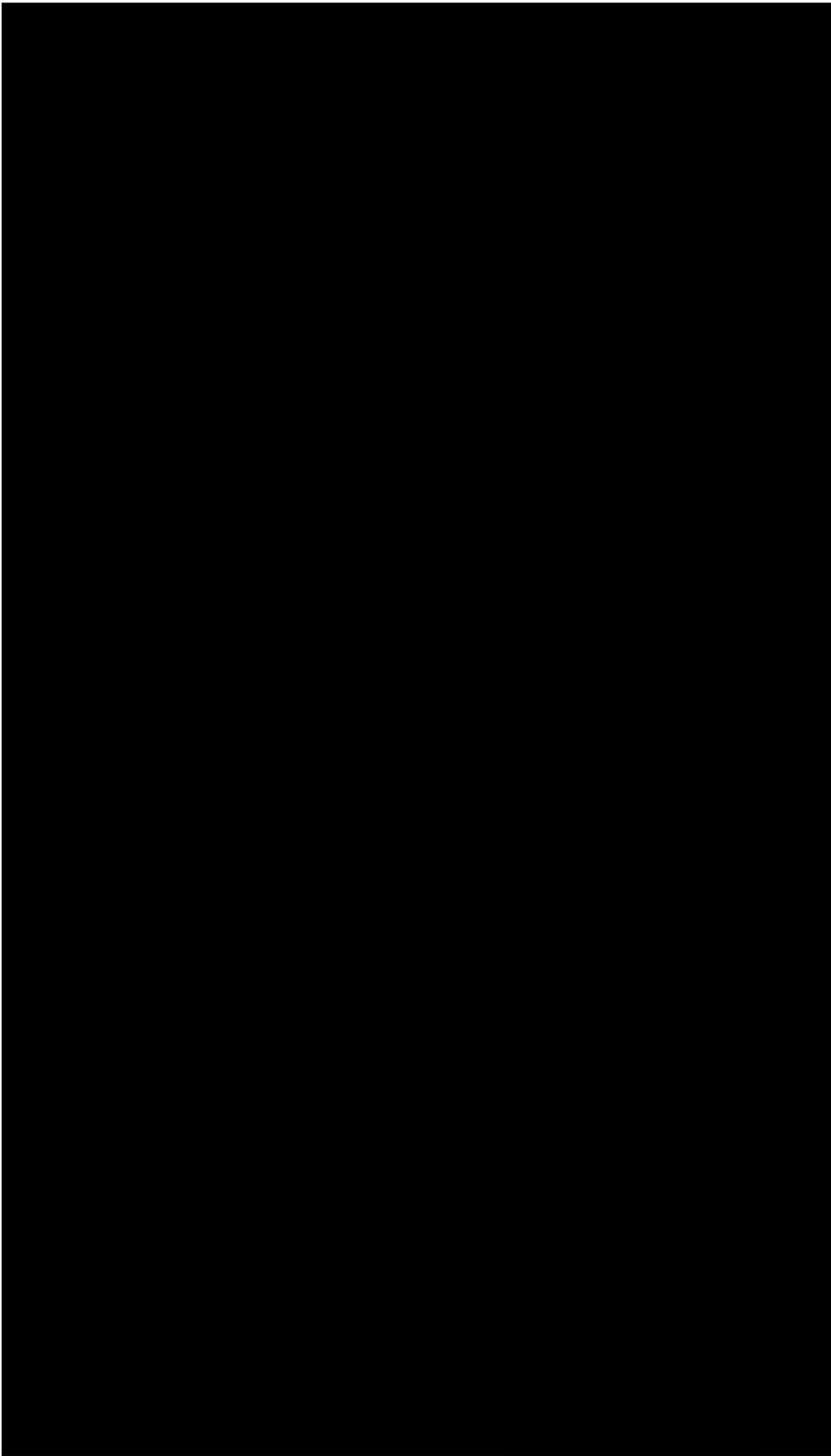
本公園の特性に合わせ

を配置します

■県、県出先事務所、指定管理者本部、指定管理者現地との連絡体制



＜別表＞現地の職員配置計画



(2) 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制

委託業務の実施にあたっては、規程やマニュアルに基づき、業務の進捗に沿って指導監督を行います。

■指定管理者としての点検方法、指導監督等

業務を委託した際には法令順守、品質確保、安全確保、工期厳守、利用者対応に留意して委託業務の指導監督にあたります。監督員には経験者を配置し、委託先の業務責任者を指定した上で、日報の提出や現地確認等により指導監督します。また、業務完了後は、完了検査を実施し業務の履行確認を行い、品質確保を図ります。

■具体的な委託業務内容

管理内容	業務内容	主な指導監督項目	点検方法
エアレーション他	エアレーション、目土かけ、施肥	芝生に目土が適量に散布されるよう指導	指定の数量、種類が散布されたか等を点検
草刈	法面等の草刈	刈残し区画の指示、作業による石等飛散防止について指導	指定範囲の除草が実施されたか等を点検
有人警備	年末年始の巡回警備	適切かつ迅速な利用者対応について指導	作業日報により、適切に履行しているか点検
スクリーニングス	スクリーニングス敷均し	トラック全体が均一に敷きならされるよう指導	トラックの凹凸解消
一般ゴミ・廃棄物	ゴミ・残材運搬・処理	マニフェストにより事業者と契約を取り交わし実施	廃棄場所・方法について、産業廃棄物管理票により点検

(3) 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用

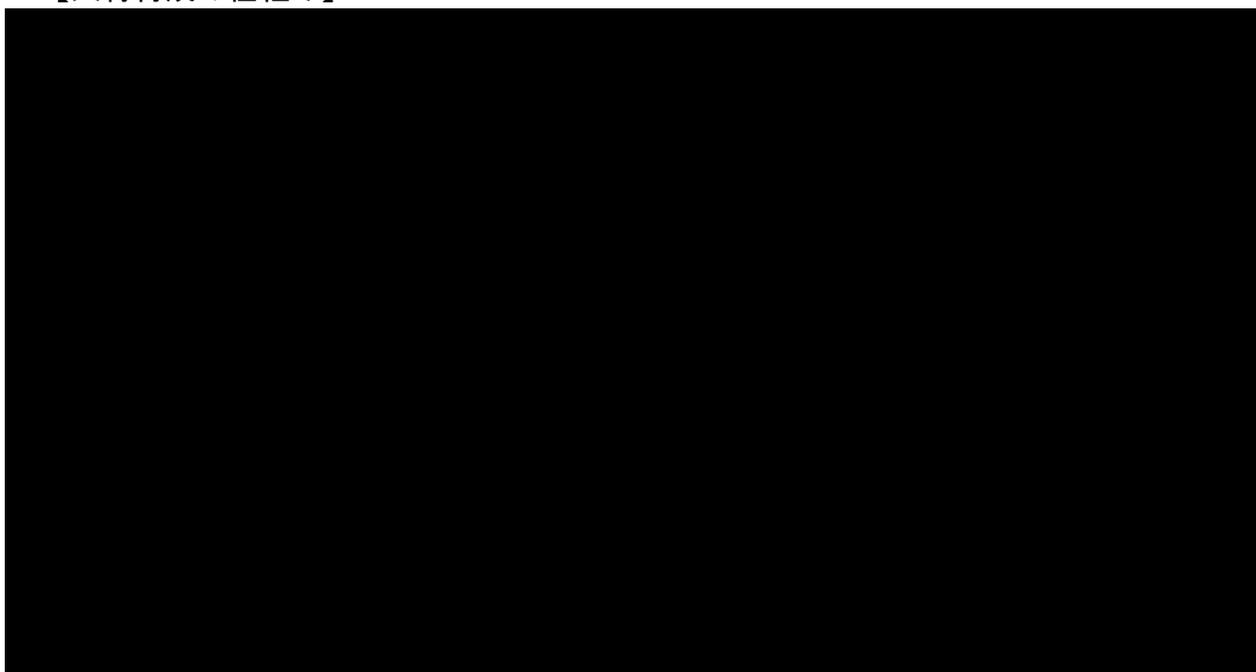
本公園の管理運営にあたっては、緑の中に様々な施設や機能が存在する都市公園として多様な利用ニーズに対応するため、自然生態、植物管理、施設管理、安全管理、利用促進、地域協働など幅広い分野の知識と経験が求められます。

多様な公園管理業務に対応するため、全員を [] として育成することを目標に、職員が積極的に能力開発に取り組めるよう制度を整えています。

■人材育成の仕組みの概要

次のような人材育成の仕組みにより、職員一人ひとりの資質の向上を図ります。

【人材育成の仕組み】



■能力開発の取組み

○職務内容に合わせた研修の受講

他公園の先進事例調査や、各種研修に参加する等、利用促進や管理運営マネジメントについての知識や技術を高めます。

○公園の管理運営に活用できる資格取得の推進

公園管理運営士をはじめとした資格取得費用の補助を行うなど、積極的に職員の資格取得を奨励しています。

○人材交流等の促進

新たな知識や管理手法等を習得するため、民間企業等との人材交流を図っています。

■職員の「やる気」と「潜在能力」を引き出す仕組み

当協会は、業務実績の向上に努めた職員を公平・平等に評価する「職員表彰制度」や「人事評価制度」を導入しています。これらの制度を適切に運用し、職員の業務の達成感や満足度を高め、職員自らが更なる自己研さんに取り組む意欲を高め、質の高い管理運営や組織全体の活性化を図ります。

■職員の採用について

当協会は、指定管理業務を着実・安定的に実施するため、公園を愛し、熱意のある、専門知識を有する人材を公募により常に確保しています。

非常勤職員については、地域の雇用促進や災害時の対応を考慮し、できる限り地元の方を採用しています。

(1) 指定管理業務を実施するために必要な団体等の諸規程の整備、法令遵守の徹底に向けた取組

私たちは、「就業、給与、決裁、会計及び個人情報等」に関する諸規程を定め、公開するとともに適正な取扱いを徹底しています。

また、「コンプライアンス要綱」に基づき、責任ある執行と法令遵守の徹底を図ります。

■当協会の諸規程

種 別	内 容	規 程
職員の就業	勤務時間、休日、時間外勤務、及び年次休暇、特別休暇、服務、安全衛生、表彰、懲戒等および職員の勤務意欲や業務能率の向上を目的とした表彰制度や提案制度等の整備	公益財団法人神奈川県公園協会職員就業規程 公益財団法人神奈川県公園協会非常勤職員の雇用、給与、勤務時間等に関する規程
給与	職員の給与や手当についての必要事項	公益財団法人神奈川県公園協会職員給与規程
会計	適切な会計処理に関する必要事項	公益財団法人神奈川県公園協会会計規程
非常勤職員の雇用等	規程、規則において、非常勤職員の雇用、給与等、勤務時間の割振り、休暇等についての必要事項	公益財団法人神奈川県公園協会非常勤職員の雇用、給与、勤務時間等に関する規程
決裁	業務の執行ならびに人事等に関する決裁に関する必要事項	公益財団法人神奈川県公園協会職務権限規程
法令遵守	法令遵守に関する必要事項	コンプライアンス要綱 コンプライアンスガイドライン
その他	情報公開、情報保護に関する必要事項	公益財団法人神奈川県公園協会情報公開規程 公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程

■法令遵守の取組み状況

公益財団法人としての使命を自覚し、社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、「コンプライアンス要綱」や「コンプライアンスガイドライン」を定め、これらを研修等において周知することで、役職員のコンプライアンスの徹底を図っています。

(2) 個人情報保護についての考え方・方針及び個人情報の取扱い

当協会の規程等に即し、利用者の情報をはじめとした各種個人情報を、適正に取扱います。

■個人情報保護のための仕組み

本公園では、様々な個人情報を取り扱っており、公園の管理運営に関わる全てのスタッフが、個人情報保護の重要性を認識して業務を行います。

万が一、個人情報の漏えいが発生した場合は、速やかに当協会全体の個人情報管理者である事務局長を始め、関係機関、対象者に報告するとともに、二次漏えいの防止に努めます。

○諸規程の整備

当協会では、県の個人情報保護条例、及び指定管理者と県が締結する基本協定書に基づき、「公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程」を定め、さらに同規程第9条（個人データの適正管理）を受け作成した「個人情報の扱いに関するガイドライン」において具体的な取り扱い事項を定める等、適切な諸規程を整備しています。

○取扱いの徹底

・管理責任者の明確化

公園ごとに個人情報取扱責任者を配置し、ガイドラインに沿った個人情報の取り扱いを行います。

・研修等による職員への周知徹底

毎年実施する協会全体の職員研修、各公園の定例の全体会議等において、「個人情報の扱いに関するガイドライン」に基づいた研修や、パソコン管理者向けに適切なデータ管理についての研修を実施します。

・パソコンデータの取り扱いに関するセキュリティの強化

個人情報は主にパソコンデータにより管理していることから、適切なデータ管理を行なうとともに、コンピュータウイルスへの感染や外部からの不正アクセス等によるデータ流出の防止に取り組んでいきます。

※情報公開の申出があった場合は「公益財団法人神奈川県公園協会情報公開規程」の定めにより、個人情報等の除外事項を除き、情報を開示します。

(3) 指定管理業務を行う際の環境への配慮

公園は神奈川県豊かな緑を構成する一部であり、自然の多様性に触れ、自然を大切にすることを育む場所です。従って、環境配慮の重要性について普及啓発するための重要なフィールドであると捉えています。

本公園の管理運営にあたっては、「神奈川県環境方針」を踏まえた取り組みを行います。

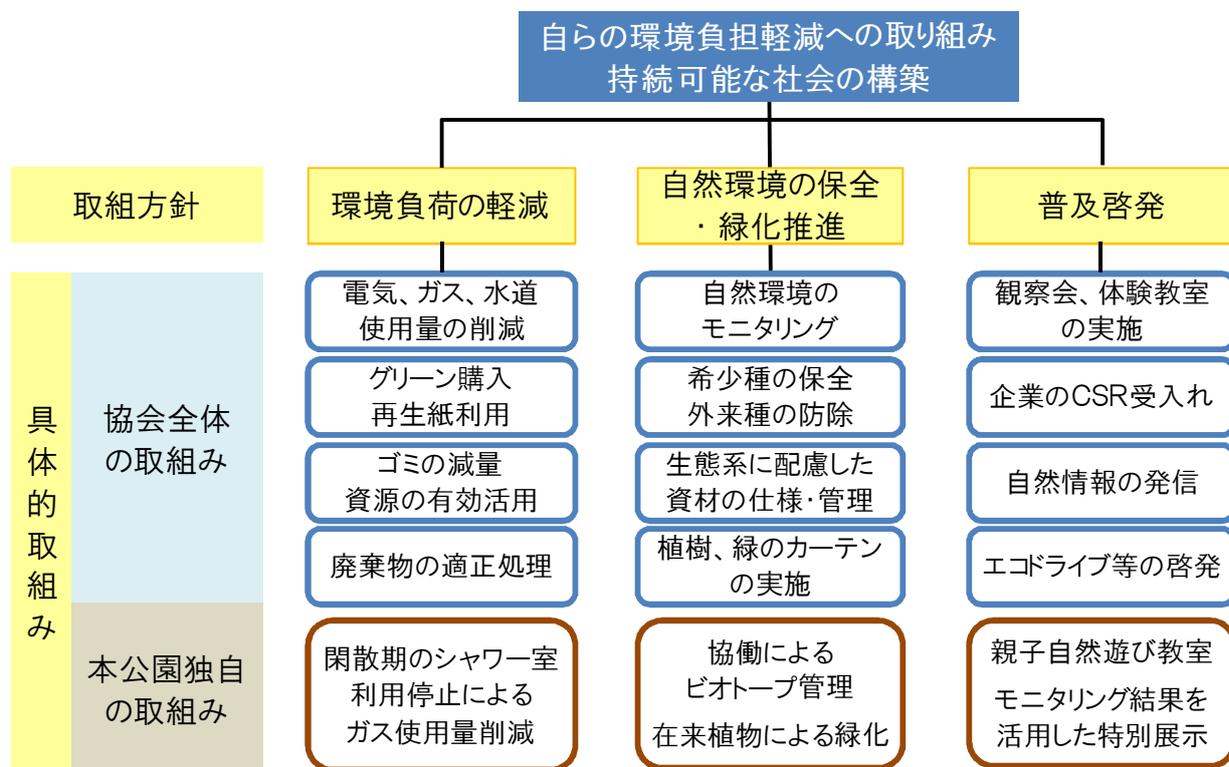
■独自システムによる総合的な環境マネジメントの実践

私たちは、「エコアクション21」を参考として独自に構築した環境マネジメントシステムにより、総合的な環境マネジメントを推進し環境負荷の軽減と生物多様性の保全を図っています。

○環境マネジメントシステム (Ecological Management System) の特徴

これまでの都市公園や自然公園における協会の取組みを踏まえ、環境負荷の軽減と自然環境の保全・緑化推進、普及啓発を大きな3つの取組方針としたシステムです。

当協会では、年1回、自己評価を実施しながら引き続きP D C Aサイクルによるシステムの運用を行っていきます。



○システム推進のための組織体制

当協会で管理運営する各公園に「エコリーダー」を置き、公園協会本部に体制の統括責任者として「環境代表者」を配置し、様々な取組みの実施と実績について、年1回、評価を行います。その結果をP D C Aサイクルにより、継続的に改善を図っていきます。

■環境負荷軽減の具体的取組み

- 不要な照明や電子機器類の電源オフ、クールビズ・ウォームビズの推進
- グリーン購入（トイレトーパー・コピー用紙、石灰）、再生紙利用
- 自主財源により公園事務所および建物内の照明をLED化
- 植物発生材のリサイクル化による資源循環型維持管理
- 環境にやさしいスポーツ施設の維持管理（芝ライン水性塗料の使用等）

■自然環境の保全と緑化推進の具体的取組み

- 園内の植生や、野生動植物など自然環境の調査の実施（神奈川県植物誌調査会、境川自然観察会調査等）
- 外来植物等（セイタカアワダチソウ、オオカワヂシャ、アレチウリ等）の除去
- 大学等との協働によるビオトープ管理作業による生物多様性の促進と啓発

■普及活動を通じた利用者・地域への発信の具体的取組み

- 公園周辺アクセス道路における清掃活動「ゴミゼロアクセス」の実施
- 地元企業のCSR活動受け入れ（ビオトープ維持管理作業等）
- 情報センター館内での季節毎の生物写真の展示と解説による自然情報発信
- 公園ホームページ「自然ブログ」での自然情報発信
- 看板・チラシによるアイドリングストップ呼びかけで、エコドライブの啓発
- 「貝化石掘り体験」「星空教室」等による子どもたちへの自然体験の提供

（４）障害者雇用促進の考え方

公園は、障がい者にとって憩いの場でもあります。一方で働きやすいフィールドでもあります。当協会は、障がい者が業務を行う上でのハンデキャップの解消に努め、より働きやすい環境づくりに取組みます。

今後の本公園の管理運営にあたっては、特別支援学校の生徒の就労に向けたインターンシップ（就労体験）の受け入れに協力するなど、地域の障がい者雇用を促進するため、就労機会の提供に取り組めます。

■法定雇用率上回る雇用努力

当協会全体では、平成27年度現在、5公園5人を雇用（障がい者雇用義務3人）。

■障がい者雇用を行う企業等への積極的な業務発注

私たちは、障がい者の直接雇用に加え、障がい者就労施設への積極的な業務発注に努め、地域の障がい者支援施設の施設外就労を支援しています。

